

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

平成31年3月15日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

3月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査-----	3
（市長公室、総合行政委員会、会計室所管分）	
補足説明（市長公室長、選挙管理委員会・監査委員・公平 固定資産評価審査委員会事務局長、会計管理者）	
質疑（香川良平委員、松本暁彦委員、南野直司委員、野口博委員、三好義治委員）	
議案第5号及び議案第14号の審査-----	44
質疑（三好義治委員）	
議案第19号の審査-----	45
補足説明（総務部長）	
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員）	
議案第23号の審査-----	48
補足説明（総務部長）	
質疑（松本暁彦委員、野口博委員）	
議案第24号の審査-----	51
質疑（松本暁彦委員）	
議案第21号の審査-----	52
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員）	
議案第22号の審査-----	53
質疑（松本暁彦委員、三好義治委員）	
採決-----	54
所管事項に関する調査について-----	54
閉会の宣告-----	55

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成31年3月15日（金）午前9時58分 開会
午後3時 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 渡辺慎吾 副委員長 村上英明 委員 野口 博
委員 南野直司 委員 三好義治 委員 香川良平
委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長 山本和憲 同室次長 大橋徹之 同室参事 池上 彰
秘書課長 妹尾智行 広報課長 古賀順也 政策推進課長 大西健一
人事課長 浅尾耕一郎 人権女性政策課 菰原知宏
総務部長 井口久和 同部参事兼総務課長 松方和彦
同部参事兼固定資産税課長 中西利之 防災管財課長 川西浩司
市民税課長 船寺順治
建設部長 土井正治 会計管理者兼会計室長 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 豊田拓夫
同局参事兼局次長 橋本英樹
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼総務課長 松田俊也 予防課長 納家浩二

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 香山叔彦

1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成31年度摂津市一般会計予算所管分
議案第10号 平成30年度摂津市一般会計補正予算（第8号）所管分
議案第 5号 平成31年度摂津市財産区財産特別会計予算
議案第14号 平成30年度摂津市財産区財産特別会計補正予算（第1号）

- 議案第 19 号 摂津市災害対策基金条例制定の件
- 議案第 23 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 24 号 摂津市手数料条例及び摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 21 号 摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、野口委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第10号所管分の審査を行います。

本2件について補足説明を求めます。

市長公室長。

○山本市長公室長 おはようございます。

議案第1号、平成31年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る事項につきまして、目を追って、その主なものについて補足説明をさせていただきます。

一般会計当初予算書8ページ、第2表債務負担行為のうち市長公室にかかわりますものは、人事管理事業につきまして、総務事務センターの業務委託を行うため、債務負担行為を設定するものでございます。なお、期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入でございます。

48ページ、款16府支出金、項3委託金、目1総務費委託金では、人権啓発の事業に係る人権啓発活動委託金を計上いたしております。

54ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入では、広報誌及びホームページへの広告掲載料、大阪府後期高齢者医療広域連合等から収入する派遣職員にかかる給与等負担金、一般職非常勤職員等雇用保険個人掛金を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

66ページから70ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、秘書業務を初めとする市長公室各課にかかわります事務執行経費のほか、人事課が所

管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算を計上いたしております。

70ページから72ページ、目2文書広報費では、広報誌及びホームページにかかる経費などを計上いたしております。

72ページから74ページ、目4財産管理費では、公共施設等総合管理計画に基づくファシリティマネジメントの推進に向け、公共施設の施設点検や評価手法等の仕組みの構築に係る委託料や事務執行経費を計上いたしております。

74ページから76ページ、目5企画費では、政策推進課にかかる事務執行経費のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に向けた庁内検討会議の運営にかかる費用などを計上いたしております。

78ページ、目11女性政策費では、男女共同参画推進審議会の運営に要する経費などを計上いたしております。

同じく78ページから80ページ、目12男女共同参画センター費では、男女共同参画センターの講座開催及び相談業務など事業運営に要する経費を計上いたしております。

84ページから86ページ、目17諸費では、人権啓発推進事業や平和施策推進事業の経費などを計上いたしております。

次に、人件費にかかわります内容をご説明いたします。200ページからの給与費明細書をご参照ください。

平成31年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算として3億9,560万7,000円、一般職にかかる予算といたしまして47億7,310万5,000円、総額51億6,871万2,000円を計上いたしております。前年度当初予算と比較

いたしますと、1,559万9,000円の減額となっております。これらの給与費の内訳はそれぞれの予算科目において計上いたしており、報酬が2億5,297万4,000円、給料が21億6,607万8,000円、職員手当が19億3,946万8,000円、共済費が8億1,019万2,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減についてご説明いたします。

給与費全体では、2,197万6,000円の減額となっております。この内訳は給料では522万円の増額、職員手当で3,516万9,000円の減額、共済費で797万3,000円の増額でございます。給料では、給与改定により396万5,000円の増額となったことが、職員手当では退職予定者数が前年度に比べ減少することに伴い、退職手当が7,444万9,000円の減額となったことが、共済費では職員の社会保険料率が増加したことがそれぞれ主な要因でございます。

続きまして、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)のうち、市長公室にかかわる事項につきまして、目を追って、主な内容について補足説明をさせていただきます。

歳出でございます。22ページから24ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費及び目5企画費では、賃金、旅費など経常経費について決算見込みによる減額といたしております。

24ページから26ページ、目11女性政策費及び目12男女共同参画センター費では、決算見込みによりそれぞれ減額をいたしております。

26ページ、目17諸費では、委託料などについて、決算見込みにより減額をいた

しております。

次に、人件費にかかわります補正内容については、60ページからの給与費明細書をご参照ください。

特別職の給与費につきましては、総額で218万5,000円の減額となっており、その他の特別職にかかわる決算見込みによる減額でございます。

次に、一般職の給与費につきましては、給料で1,258万円、共済費で277万2,000円を減額いたしております。これは育児休業等を取得する職員や、年度途中する退職する職員が生じたことが主な要因でございます。職員手当では、7,610万4,000円の増額となっております。これは定年退職以外の退職者が生じたことに伴い、退職手当が7,825万1,000円の増額となったことが主な要因でございます。

以上、議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算及び議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 次に、豊田総合行政委員会事務局長。

○豊田選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 議案第1号、平成31年度摂津市一般会計当初予算のうち、公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会及び監査委員事務局にかかります項目につきまして、目を追って、補足説明をさせていただきます。

歳入でございますが、40ページ、款15国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金のうち選挙費委託金につきましては、参議院議員通常選挙の執行に係る委託金でございます。

48ページ、款16府支出金、項3委託

金、目1総務費委託金のうち、選挙費委託金につきましては、大阪府議会議員選挙及び大阪府知事選挙の執行にかかる委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、76ページ、款2総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費及び目8固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬など事業実施に係る経費でございます。

92ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、委員報酬など事業実施に係る経費でございます。

94ページ、目2参議院議員通常選挙費につきましては、夏の参議院議員通常選挙に係る執行経費でございます。

目3府議会議員選挙費につきましては、来る4月7日の大阪府議会議員の選挙に係る執行経費でございます。

96ページ、目4府知事選挙費でございますが、大阪府知事の辞職の申し出により今年度の予算執行が発生したため、過日の本会議で平成30年度摂津市一般会計補正予算(第9号)をご可決いただきましたところでございます。平成31年度当初予算においては、本年11月26日、任期満了予定で大阪府知事選挙に係る執行経費を計上させていただいたものでございます。

100ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、委員報酬など事業実施に係る経費でございます。

続きまして、議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)のうち、公平委員会・固定資産評価審査委員会・選挙管理委員会・監査委員事務局にかかわります項目につきまして、目を追って、補足説明をさせていただきます。

歳出でございますが、24ページ、款2

総務費、項1総務管理費、目7公平委員会費及び目8固定資産評価審査委員会費につきましては、事業の精査に伴い、減額するものでございます。

30ページ、項4選挙費、目1選挙管理委員会費につきましては、事業の精査に伴い減額するものでございます。

32ページ、項6監査委員費、目1監査委員費につきましては、事業の精査に伴い減額するものでございます。

以上、議案第1号、平成31年度摂津市一般会計予算及び議案第10号、平成30年度摂津市一般会計補正予算(第8号)の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 牛渡会計管理者。

○牛渡会計管理者 それでは、議案第1号、平成31年度摂津市一般会計当初予算のうち、会計室所管分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず歳入でございますが、当初予算書54ページ、款20諸収入、項2市預金利子、目1市預金利子は、歳計現金などに係る預金利子でございます。低金利の状況が当面の間は続くものと見込まれますことから前年度と同額としております。

次に、当初予算書58ページ、款20諸収入、項4雑入、目2雑入のうち、会計室所管分について上下水道事業会計からの収入とございますのは、平成31年度より新たに指定金融機関に対する派出窓口業務事務手数料として、派出事務経費の一部を実費負担するに当たり、市会計と水道及び下水道事業会計とで負担額を3等分し、上下水道分の合計720万円を歳入として財源に充てるものでございます。

続いて、歳出でございますが、当初予算書68ページ、款2総務費、項1総務管理

費、目1一般管理費の主なものといたしまして、節11需用費のうち消耗品費及び印刷製本費は、庁内に配付いたします事務用品の購入及び文書発送用封筒の印刷にかかる経費でございます。

なお、予算概要14ページに記載しておりますが、昨年度まで庁内物品配付事業としておりました事業名をより事業内容が明確となりますよう、平成31年度より庁内事務用品配付事業に改めさせていただきます。

次に、72ページ、目3会計管理費の主なものとして、節11需用費のうち印刷製本費は、主に決算書の印刷に係る経費でございますが、紙代の高騰を受け、前年度に比べ4万円の増額となっております。

次に、節12役務費のうち、手数料につきましては、指定金融機関及び収納代理金融機関の公金取り扱いに対します各種事務手数料の一部を新たに経費負担する必要性が生じたことから、前年度に比べ1,581万1,000円の増額となっております。公金の取り扱いに係る金融機関の各種手数料につきましては、これまでの間、無償もしくは低価格で担っていただいております。しかしながら、近年、金融環境が一段と厳しさを増す中、金融機関によっては本業収益が赤字に転じることもあり、公金の取り扱い事務に対する負担感が非常に増しております。そこで近隣各市の動向も見据えながら長年にわたり据え置いておりました口座振替手数料を現行1件当たり税抜き4円から1件当たり10円に改定するものです。また、指定金融機関につきましては、1金融機関の本市指定金融機関撤退の意向を受け、残る指定金融機関2行と引き受け条件について協議を進める中、強く経費負担の要望を受け

ました。今後とも公金収納及び出納の仕組みを安定的に維持するために、指定金融機関の輪番体制を堅持するためには、派出事務経費の一部実費負担もやむを得ないとの結論に至りましたことから、新たに派出窓口業務事務手数料として、税込み1,080万円を計上いたすものでございます。

さらにATMにつきましては、庁舎西別館の解体という事由にかかわらず、いずれの金融機関も撤去の方針がございましたが、市民の皆様の利便性と公金管理の視点から指定金融機関に対し必要性を訴えましたところ、市が一部ランニングコストを負担することで、市役所新館庁舎内にATM1台を新規設置するとの合意が得られたため、ATM維持管理手数料として、年間392万4,000円を計上するものです。なお、ATMのリース期間の関係から平成31年度から7年間の契約を締結したたく、当初予算書8ページ、第2表債務負担行為の表中に記載のとおり、継続経費として予算計上しております。

次に、節13委託料につきましては、公共料金の支払い事務につきまして、現行の納付書払いから事前通知サービスを導入し、データ処理を行うことにより、全庁的な事務の効率化を図るため、財務会計システムに連携するためのシステム改修作業を予定しており、平成31年度のみ新たに155万6,000円を計上しております。

次に、節14使用料及び賃借料に計上の58万9,000円は、事前通知サービス利用時の回線等利用料を計上いたしております。

最後に、節18備品購入費につきましては、支出証書類保管用ラック2台及びマイナンバー登録簿冊管理用キャビネット1台の購入を予定いたしております。

以上、会計室所管分の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 おはようございます。それでは、質問させていただきます。質問は、全部で5点あります。よろしく願いいたします。

まず1点目、一般会計予算書55ページ、雑入の広報紙広告掲載料142万5,000円とホームページ広告掲載料50万円についてお聞きします。

前年対比で広報紙広告掲載料は約40万円減、ホームページ広告掲載料は60万円減となっております。それぞれ減額の理由についてお伺いいたします。

続きまして、予算概要10ページ、人事管理事業の総務事務センター業務委託料で2,494万1,000円予算計上されておりますが、この内容についてお聞かせください。また、事務を委託するということで、職員の業務負担が削減される働き方改革の意味合いもあるのか、あわせて教えてください。

続きまして、予算概要14ページ、広報事務事業の食糧費7,000円についてお聞きします。平成31年度予算編成方針の中で、食糧費に関して、「会議賄いは原則廃止する。2時間程度の短時間で終了する会議での提供及び市職員の飲料費等は慎むこと」と書かれていますが、そこでお聞きしたいのが、広報事務事業の食糧費はどういったものなのか、教えてください。

続きまして、予算概要16ページ、会計室の手数料は先ほどご説明があったので大丈夫です。会計室の庁用器具費について、この中身について教えてください。

続きまして、予算概要38ページ、府知事選挙事業についてお聞きします。

先日府知事選挙に伴う平成30年度摂津市一般会計補正予算(第9号)が可決されました。平成31年度の当初予算では、それぞれ別々に単独選挙で予算計上をされておりましたが、しかし、府知事選挙と府議会議員選挙のダブル選挙となり、同じ日に選挙が行われることになったわけですが、重なる部分の経費の削減が見込まれると思うのですが、どれぐらいの金額を試算しているのか教えてください。

以上、5点よろしく願いします。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、広報紙広告掲載料の減額の理由についてお答えいたします。

広報紙広告掲載料につきましては、43万6,000円前年度に比べまして減額しております。これにつきましては、平成30年度の決算見込み、実績に基づきまして予算額を減額いたしております。この広告代理店の決定方法につきましては、毎年見積もり合わせを行い、一番月額単価が高い業者を選定しておるところでありますけれども、平成29年度と平成30年度を比較いたしましても月額3万7,000円単価が下がっている状況でございます。

続きまして、ホームページ広告掲載料の前年度と60万円減額ということの理由でございますけれども、こちらにつきましても、平成30年度の決算見込み、実績に基づき予算額を減額しているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2点目のご質問に対して答弁をさせていただきます。

総務事務センターの委託につきまして、内容といたしまして、現在人事課で行っております給与関係事務、それから厚生会事務等を予定いたしております。このほか各課で行っております月例の給与関係事務、具体的には時間外勤務の集計でありますとか、非常勤職員の方々の賃金計算、旅費等、このあたりを中心に委託を行うことを想定いたしております。このほか、会計室、総務課などでアウトソーシングできる定例業務もあわせて委託をする方針でございます。複数年にまたがる業務を処理してもらうことから、総務事務センターを設置して委託をしようということで考えております。

働き方改革の観点ということでございますが、全庁的に定例的な業務の負担を軽減する効果がございますので、この時間を各課の本来業務に当てることができる。そのことによりまして、効率的な行政事務の遂行と、これによる時間外勤務の縮減が期待できるものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら食糧費についてのご質問にお答えいたします。

年4回、定例記者会見がございまして、その記者対応に提供する飲み物代ですとか、あと定例以外にも記者クラブがございまして、定期的に記者が来られたときの賄いとして提供するものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 牛渡会計管理者。

○牛渡会計管理者 それでは、会計室に係ります庁用器具費のご質問にお答えをいたします。

まず会計室におきましては、事務執行の結果であります支出証書類を金庫室及び

倉庫内に保管をしておりますが、大量の書類を保管いたしますので、不足します事務用ラック、本棚のようなものを購入させていただいて、倉庫内の整理をさせていただきたいということで、書架2本を計上させていただいております。

それと源泉徴収事務にかかるマイナンバーにつきましては、庁内で収集されたものを会計室が一括で保管管理をさせていただいております。個人情報でございますので、厳重な管理が必要であることから、金庫室に保管しておりますけれども、大量にふえてまいりますので、専用の保管庫を設置させていただいて、より厳重な管理をさせていただきたいということで、今回キャビネット1台を要求させていただいているものでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 それでは、府知事選挙が4月7日の同日選挙、統一選挙前半の選挙となりダブル選挙になったことに対しましての予算の重複する部分の説明でございます。

4月7日の投票日当日の事務におきまして、まず各投票所における府議選の人員体制を整えておりましたが、府知事選挙が加わりましたことによって、投票用紙を交付する人員につきましては、1名が必要となりますが、投票立会人、管理者、そして従事者等に関する人件費は、この部分で大幅に削減となるものでございます。

また、府知事選挙の予算科目でいいますと、報償費、需用費等の必要経費については、ダブル部分ですけれども、府知事選挙費から削減するのではなくて、府議会議員選挙、府知事選挙の同日選挙になりますの

で、必要経費を単独経費、共通経費それぞれ確認しましての予算科目にて調整いたします。

あと前後になりました、府知事選挙の委託料等におきましても、開票所設営撤去委託料や選挙器具運搬費、電話交換業務などにおいても委託料の大半において削減対象となるものですが、先ほど言いましたように予算執行に当たりましては、それぞれの経費を選挙ごとに案分させていただきまして、予算執行に臨んでまいります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず広報紙広告掲載料でございますが、単価が下がったというご答弁をいただいたんですけれども、平成29年度の事務報告書を見ていると、これは広報せつつのことで合っているんですかね。掲載枠が書いていまして、48件掲載枠があって、その中で平成29年度では、掲載者が19件となっているんですけれども、まず、平成31年度の見込み件数といいますか、その件数を教えていただきたいのと、ホームページ広告掲載料についても1年契約で単価が10万円と聞いていますので、予算計上が50万円ということで1年契約が5件あるのかなというイメージなんですけれども、その辺に関してご答弁いただけますか。

次に、総務事務センターの委託の件でございます。事務を委託することで働き方改革への効果も見込まれているということがわかりました。働き方改革については、法施行が4月からということで、全国的に

具体的な運用が間もなく始まります。本市においても当然対応されていかれることと思いますが、時間外勤務の上限の規定とあわせて対応が求められる有給休暇の取得について、市としてどのような対応をされるのか、お考えを教えてください。

続きまして、広報事務事業の食糧費についてでございます。記者の人に対しての飲み物代ということで、これに関しては理解いたしました。

次に会計室の庁用器具費についてでございますが、これに関してもラックを二つと保管庫を購入する予定だということで理解いたしました。

次に、選挙費についてでございます。2回目で聞きたいのが、平成31年度の当初予算との関係で、補正予算（第9号）では府知事選挙のポスター掲示場設営委託料137万4,000円を予算計上しているんですが、平成31年度の当初予算では、設営と撤去を入れて271万3,000円の計算をして、補正予算（第9号）の設営では137万4,000円なので、大体半分ぐらいかなと。撤去でも同額ぐらいを考えているのかなというイメージなんですけれども、府議会議員選挙のポスター設営は、平成30年度予算で計上されていて、平成31年度の予算では、撤去だけ予算計上されているわけで、この撤去に当たっては85万円で予算計上されているわけなんですよ。そういった観点からポスターの設営と撤去で270万円、撤去だけやったら85万円で予算を考えているのに、設営だけ補正予算（第9号）で組んだ分は130万円なので、府知事選挙の撤去は130万円ぐらいかかるけど府議会議員選挙の撤去は85万円で考えているということのその差額のお考え、そこをお聞か

せいただきたいと思います。お願いします。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうでしたら、2回目のご質問にお答えいたします。

広報誌の広告の掲載数ですが、先ほどご質問がありましたように、平成29年度は19者で48枠ということで、平成30年度については、枠数は48枠ですけれども、17者の掲載見込みということであります。この枠につきましては、月に4枠掛ける12か月ということで、この4枠については毎月確保しているものでございますので、この4枠に対して単価契約を結んでいるところでございます。

次にホームページ広告掲載料でございますけれども、平成29年度は6者ということと、平成30年度は5者ということで、平成31年度につきましても今年度の5社を参考に予算計上をいたしたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2番目の質問にお答えをいたします。

有給休暇の取得につきましては、今回の法改正におきまして、10日以上有休が付与される労働者に対して、5日は必ず時期を定めて取得させなければならないこととされております。法律におきましては地方公務員は適用除外となっておりますけれども、国家公務員の方針に準じて本市においても同様に取り組む考えでございます。本市の平成29年度の実績で申し上げますと、有給休暇の取得は平均でおよそ13日ということになってございますけれども、職員の中には取得日数の少ないというケースもございます。年度当初からの計画的な取得を全庁的に周知、確認を行う、

そのことと合わせまして、下半期には取得の日数の少ない職員に対して取得時期を定めるよう所属長にも通知を行うことを想定いたしております。

また、労働時間の短縮の観点では、先ほど申し上げました総務事務センターの委託によりまして、時間外の縮減、このあたりを見込んでいるもののほかに、現在全庁的に新たに時間短縮につながる取り組みとして意見集約、検証等を行ってございませす。新年度に向けて、全職員が意識を持って一丸となって取り組める、そういった内容にしてまいりたいと考えております。その結果として時間外の縮減、有給休暇の取得率向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 豊田事務局長。

○豊田選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは私から、選挙費に係りますご答弁を申し上げます。

まず、府議会議員選挙の件ですけれども、予定は4月14日予定で、第2週を予定しておりましたけれども、1週早くなりまして、4月7日執行ということで本年度中に立てる予定になりました。これにつきましても、本年度入札させていただいた結果、かなり当初思っていたよりも低い額でできるような形になったかと考えているところなんですけれども、それに伴いまして平成31年度撤去につきまして、当初予算に載せさせていただくには、かなり精査させていただき、85万円でさせていただいたところでございます。ただ、府知事選挙につきましては、設営と撤去と両方という形で従来入札をかけさせていただくところなんですけれども、両方の額に合わせま

して見積もりをとりまして、これぐらいかかるだろうなということで、予算化させていただいているところなんですけれども、またこれにつきましても本来11月にあるときでしたら入札にかけまして、当然入札差金が出てこの額はかからないだろうとは考えているところなんですけれども、ただ足りないと選挙自体が執行できませんので、まず予算見積もりをとりまして、この額だったら十分賄えるという額を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 ちょっと補足をさせていただきたいと思います。

同時に、平成31年度一般会計予算書、議会のほうに提案させていただいているんですが、これは府知事選挙は任期満了に伴うということで一応予定をしております。ところが急遽府知事が辞任されたので、4月7日同日選挙ということで、過日の本会議で、時間的猶予のないということで即決をいただきました。このときに、平成30年度の必要経費として290万8,000円、これを計上させていただきました。当初予算では、それらの経費を含めまして、ダブルカウントとなっておりますが、しかるべき時期には補正をかけまして、それぞれ平成31年度の予算は精査していきたいと。とりあえず4月7日の選挙執行には、支障のないように今回補正予算(第9号)として専決いただいたところでございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 ご答弁ありがとうございます。

広告掲載料に関しては、理解いたしました。ありがとうございます。

有給休暇の取得についてでございますが、職員の有休の取得は、私は当然の権利だと思います。全職員が有休を取得できるような体制づくりをとっていただきますようお願いをいたします。

次に、選挙費に関してですが、これについても理解いたしました。よろしく申し上げます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかございませんか。松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1点目、予算概要の16ページ、FM推進事業のところで、FM推進業務委託料について、その内容をお聞かせください。

続きまして、2点目、予算概要20ページ、総合戦略推進事業についてというところで、この事業内容についてお聞かせください。

続きまして、3番目、予算概要10ページ、人事管理事業、総務事務センター業務委託料について、先ほど香川委員の質問にもありましたけれども、この経緯と具体的な体制についてお聞かせください。

続きまして、4番目、同じく予算概要10ページの人事管理事業の広告掲載業務委託料について、この事業内容について、昨年との同事業との差異も含めてお聞かせください。

5番目、同じく予算概要10ページの職種別能力開発事業について、ふだんの向上業務、政策立案過程、また有事における災害対応等々でリスクマネジメント能力が職員には必要であると考えます。そこでリスクマネジメント、リスク管理に関する能力を備えさせることについてはどうされているのか、お聞かせください。

同じく予算概要10ページ、6番目、階層別能力開発事業について、階層別能力開発事業の階層別研修費負担金についてですが、この内容についてお聞かせください。特に昨年行われたフィールドワーク形式の他市との研修というのは、平成31年度も取り組むのかなどもあわせてお聞かせください。

続きまして7番目が予算概要16ページのシティプロモーション推進事業、広報課のところですが、代表質問でも多々質問がありましたけれども、改めてシティプロモーション戦略の委託料の内容についてお聞かせください。

続きまして8番目、予算概要22ページ、男女共同参画センター管理事業についてというところで、昨年よりも増額した理由についてお聞かせください。

続きまして、9番目、予算概要24ページ、男女共同参画センター講座開催事業についてですが、これはちょっと要望だけにさせていただきたいなど。私、昨年、男女共同参画センターで開催された講座に参加をさせていただきました。そこで今後の社会においては、女性が活躍できる社会基盤整備が必要等々と貴重な勉強ができました。すばらしい取り組みかと思いますが、やはり参加者が少なかったのかなという印象を受けました。少しでも多くの人がこのような話を聞くことが啓発活動を促すためにもよいものと考えますので、なかなか難しいこととは思いますが、ぜひ講座等への参加者をふやす努力を研究、そして実施することを要望いたします。

最後10番目、予算概要の36ページ、府議会議員選挙についてというところで、決算審査等々で投票率の向上の取り組みについて要望させていただき

ましたけれども、改めて今年度、どのような取り組みについて考えられているのか、お聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 それでは、FM推進業務の中身についてご答弁申し上げます。

このFM推進業務の委託の内容の主なものといたしましては、施設点検等の情報集約、分析支援業務が大きなウエイトを占めることとなります。これは施設点検により、建物構造や劣化の状態等を確認することによって、目標耐用年数を設定し、更新費用、ライフサイクルコストを算出し、財政負担の軽減、平準化、そして長期修繕計画を作成するための支援となります。そのほかに施設利用者モニタリングや施設情報の一元化、建物評価、施設カルテ策定支援計画を推進していくためのPDCAサイクルの構築支援、そして計画全体の策定支援等々を考えているところでございます。

○渡辺慎吾委員長 大西課長。

○大西政策推進課長 それでは、松本委員の2点目のご質問についてご答弁をさせていただきます。

総合戦略推進事業につきましては、平成27年度に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略を部局横断的に推進していくため、庁内職員で構成した研究会を設立し、各分野の将来的な課題等を検討しております。今回、予算概要の20ページの総合戦略推進事業の中で計上させていただいております報償金につきましては、本年度から行っております2040年に向けた魅力ある地域づくり研究会でファシリテーター兼アドバイザーとしてご参加いただいている有識者の方への報

奨金として計上させていただいております。なお、次年度につきましては、10回程度の開催を考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから3番目から6番目のご質問について答弁をさせていただきます。

まず総務事務センターの設置の経緯、体制ということでございますけれども、第5次行革の実現を目的に平成27年に設置をいたしました、庁内の窓口委託等の検討チームで議論を行いました。その議論を行う中で委託可能業務として洗い出しを行ったものでございまして、その後の検討、それから平成30年度におきましては、委託想定業務の調査を行いまして市職員の判断等必要としない部分としての委託は可能と、そのような結論が得られたことから今回予算計上をさせていただいたところでございます。

体制といたしましては、管理者となる方を含めて総数10名程度の方々で委託業務を行っていただくということを想定いたしております。

それから4番目のご質問の採用試験の広告の委託料の件でございますけれども、今年度採用試験におきましては、春・秋2回実施をいたしております。春の採用試験におきましては、阪急電車に広告掲載を行い、秋の採用試験におきましては、大阪モノレールにそれぞれ応募期間中の1週間、広告を掲載いたしております。モノレール掲載分につきましては、技術職の募集に絞ったデザインで行っております。来年度につきましては、その職種の絞りにつきましては、どの職種を対象としてということ、まだこれから検討をしていく予定に

しておりますけれども、予算上、春・秋ともに1週間阪急電車への掲載を予定しているものでございます。

それから5番目のリスクマネジメントのご質問でございます。

管理職、または管理職候補者となります係長級、課長代理級の部下指導、マネジメント研修等におきまして、通常業務おけるリスクの認識、それと適切な部下指導の部分について研修内容として取り上げてございます。

このほか労務管理上のリスク等につきましても管理職を対象としたハラスメント研修ですとか、分限等、各種研修の機会に適切な認識、対応が行えるよう、研修の内容として取り扱っているところでございます。

それから6番目のご質問でございますけれども、階層別の研修のご質問でございます。この事業につきましては、経験年数、それから役職に応じて職階ごとに求められる能力の育成を目的に、管理職のマネジメント研修、部下指導研修などを実施いたしております。今年度から始めましたフィールドワーク型の政策形成研修のお問い合わせでございますけれども、今年度実際に調整の後、他の市町村との共同実施ということで行っております。この実例に触れる機会ということで、課題解決力の向上をさせる狙い、それから他の自治体との職員とともに受講することで新たな刺激となって職務意欲を喚起すると、このようなことを目的に実施をし、成果が得られたものと考えております。来年度におきましても、さまざまな調整等が必要になってくるとは思いますが、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたら、シティプロモーション推進事業の委託料の内容についてお答えいたします。

シティプロモーション戦略を検討するに当たりまして、今回民間の専門機関のノウハウを活用してまいりたいと考えており、委託するものでございますけれども、その主な内容といたしましては3点ございます。

まず1点目に市のイメージですとか、魅力に関するアンケート調査を実施してまいりたいと考えております。このアンケート調査により、本市の課題を洗い出してしっかりと課題などを分析した上で効果的な情報発信ですとか、今後の目指すべきシティプロモーションの方向性を戦略策定に反映させていきたいと考えております。

次に、2点目に職員研修の実施ですとか、あと庁内のワーキンググループなどの運営支援をお願いしたいと考えております。

シティプロモーションを展開させていくには、もちろん広報課だけではなく、全庁的に市をPRするという職員意識の醸成が必要であると考えておりますので、シティプロモーション戦略の構想段階から各事業課がかかわれるような形で進めていきたいと考えております。

3点目ですけれども、魅力ある情報の発信ツールを構築していきたいと考えております。近年では多くの自治体がSNSによる情報発信ですとか、さまざまなPR冊子ですとか、さまざまな情報発信手法がございますけれども、より効果的な情報発信ツールを民間の専門機関の提案も受けながら導入していければと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、8番目の男女共同参画センター管理事業の予算の増額要因に関する質問についてお答えいたします。

こちらの増加の要因としましては、来年度から男女共同参画センターの相談員を1名増加する予定としております。そのため、一般職非常勤職員賃金をその1名分増加させていただいております。増加する理由としましては、DVに関する相談というのは、男女ともに相談窓口を設けておるところでございますが、実際問題としまして、女性の相談件数が例を挙げさせていただきますと、平成28年度は78件、それが平成29年度は128件と増加傾向にございます。このような状況を踏まえまして、相談室の開室日を1日増加しまして、金曜日も開室するために1名増加の予定をしております。

また、DV被害者の負担軽減を図るため、センター相談員を売春防止法第35条に基づく婦人相談員への位置づけを行うことを予定しております。この婦人相談員に位置づけることで相談員が被害者から聞き取った相談記録が婦人相談所が発行するDVにかかわる各種証明書に必要な相談記録としてそのまま取り扱うことができるようになります。証明書発行のために被害者が再度婦人相談所を訪れて同じ話を何度もする必要がなくなり、精神的負担の軽減を図ることができると考えております。このようにDVの防止に対しての体制をより強化するために予算の増額をしている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 そ

れでは、選挙の投票率向上に向けた取り組みに関して私のほうから答弁させていただきます。

投票率向上に向けましては、選挙があるときに行います選挙時啓発と日ごろより行っております常時啓発がございます。選挙時啓発におきましては、選挙期間中に有権者に対しまして、選挙に関する必要事項の周知及び投票の呼びかけを目的として行っております。

一方で、日ごろから有権者の政治意識の向上を目的として行う常時啓発も重視しております。常時啓発といたしましては、満18歳になられ、選挙人名簿に登録された方に選挙権が行使できることのお知らせ文書で送っております。その中で直近に行われます選挙、また期日前投票の投票立会人への登録の呼びかけ等も同時に行っております。やはり若年層の投票でございますが、選挙権を得て、早い段階で投票に行くことを身につけましたら、その後も投票に行くようになり、逆に早い段階で棄権することを身につけてしまった有権者はその後なかなか投票に行かないという調査もございます。そういった中で常時啓発の一環として行っております選挙啓発ポスターコンクールもございます。これは子どもを対象として実施しているもので継続的に行っておりますが、今回の同日選挙におきましても、やはり大人の方が投票所に子どもと一緒にいく絶好の機会でございます。そういった投票所での雰囲気や和らげた対応も今回の選挙の中で、また管理者、投票立会人の方とも協力しながら取り組んでいければ今後の投票率の向上につながっていくものと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず1番目のFMについてですが、委託料の内容についてはおおむね理解をいたしました。ことしは、FMでは個別計画をしっかりと策定をするというところで、その必要な経費というところで認識をしております。

さて、会派の代表質問でもありましたけれども、現在進行形の公共施設等総合管理計画、例えば旧味舌小学校跡地の体育館建設などについても、FMの観点からマネジメントとすることになっておりますけれども、このマネジメントの現在の要領についてどのようにされているのか、お聞かせください。

続きまして、2番目の総合戦略推進事業についてですが、これは要望にさせていただきます。10回の研修を開かれて、総合戦略を進められるということで認識をしております。代表質問でも仮称行政経営戦略というところで、しっかりと要望させていただいております。この戦略というのは、まさに摂津市は永遠と。すなわちいつの時代においても持続可能な行政経営を行うという目的を達成するための最も基礎となる考え方と認識をしております。現在進行形の人口減少問題など諸課題も踏まえて、どう経営していくのか、庁内で統一した考えのもので、より効率的かつ効果的な経営ができるよう期待するものであります。

会派の代表質問でも要望させていただきましたけれども、戦略策定には、成果を上げ続けられる仕組みづくりをしっかりと考えていただきたいと思います。進行管理をどう律するのか、妥当性あるいは目標設定をどう行うのか、多々考えることがあ

りますが、しっかりと進めるよう要望いたします。

続きまして、3番目、人事管理事業の総務事務センター業務委託料についてですが、以前からこれについては計画をされて具体化されたというところと、そして体制についてはおおむね理解をいたしました。そこで実際にこの事業での具体的な効果というものをどのように想定されているのか、お聞かせください。

続きまして、4番目、人事管理事業、広告掲載業務委託料について、昨年のモノレールと阪急の併用というところから阪急に1本に絞ったということでもありますけれども、実際にこれについてどのような成果というものを想定されているのか、お考えをお聞かせください。

続きまして、5番目、能力開発事業についてというところで、リスクマネジメント能力については管理職と、そしてふだんの業務のみに対して備えさせているということについては理解をいたしました。災害対応に特化したものはないということでも認識をいたしました。

さて、この職階ごとの役職については改めまして、どのような能力を備えさせ、そして求めているのか。もしあれだったら具体的に例えばリスクマネジメント能力についてもどのように備えさせているのか、改めてお聞かせください。

続きまして、6番目の階層別能力開発事業について。特にフィールドワーク形式の他市との研修というのは、私も非常に効果があるものかなと考えております。なぜならこれからますます広域連携が必要とされる時代において、茨木市、吹田市、高槻市、大阪市等々と規模の大きい市に囲まれて、本市の地理的特性も踏まえ、隣接市と

多くの人脈をつくる機会をふやすことは将来における宝と考えております。吹田市との消防指令センター共同運用、健都まちづくりの連携、茨木市とのごみ処理場の広域化と、他市との業務調整が必要になる中で、研修で得た相互理解と良好な人間関係というのは、調整業務での最大の潤滑油と理解をしております。広域連携において、規模の小さい本市としては、どんどん隣接市に飛び込んでいくことが市民の住民福祉の増進に欠かせないと考えております。ただし、この研修が生きてくるには、継続し、研修修了生をふやし、双方を結ぶパイプを太くしていくことが重要であります。しっかりと進めていかれるよう要望いたします。

また、同様に市内の他部署間での研修も、市内の人脈構築等々重要と考えますけれども、どうされているのか、お聞かせください。

続きまして、7番目、シティプロモーション事業です。委託料の内容と、それぞれ大きく3項目で取り込まれるというところを理解いたしました。それを踏まえまして、具体的に戦略策定と市内連携のスケジュールについて、平成31年度どう進めていかれるのか、お聞かせください。

続きまして、8番目、男女共同参画センター管理事業について。相談員を一人追加して、さまざまな負担軽減等々と成果というものをしっかりと考えてされているということについては、理解をいたしました。千葉県野田市の虐待事件では、母親もやっぱりDVを受けており、子どもを守れなかった現状等も踏まえ、家庭児童相談課との連携というのもやっぱり非常に重要であると考えますけれども、どうお考えかお聞かせください。

続きまして、10番目、府議会議員選挙等について。投票率の向上については、今これから常時啓発を重視されると。そして若年層への呼びかけを重視されるというところについては、理解をいたしました。ぜひ若いうちから投票に行ってください、そしてそれを継続していくことが、確かに投票率の維持向上には欠かせないと考えておりますので、ぜひ進められるよう要望いたします。

あわせて、ことしはダブル選挙を踏まえて、参議院議員通常選挙と多くの選挙が予定されておりますけれども、業務量的な措置についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 それでは、FMに關します2回目のご質問、公共施設のマネジメントの方法はどのように行っているのかということでございますが、施設のマネジメント、管理、運営、活用というところにつきまして、これまでは市が直接行っている施設や指定管理による施設など、それぞれの施設所管によって異なっており、また修繕や更新、改修等につきましても、これは全てではありませんが、またそれがいいのか悪いのかは別としまして、それぞれの所管において壊れたり、ふぐあいが生じてから行う、いわゆる事後保全的なマネジメントというか、営繕であったように思われます。しかし、現在、公共施設等総合管理計画を策定しまして、FM推進の取り組みを始めているところでございまして、また施設所管ほか、関係部署におきましても、FMを意識した取り組みをしていただいているというか、そのようになってきているのではないかと感じております。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから3番目から6番目の2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、総務事務センターの効果のお問い合わせでございますけれども、今年度委託を想定する業務の内容の調査を委託いたしております。この調査結果の報告では、年間でおよそ1万5,700時間程度の削減効果ということが見込まれております。額にしますと、人件費について年間でいいますと260万円程度ということになってございますけれども、これは各課にまたがる全ての委託想定業務にかかっている時間ということでございまして、来年度におきましては、10月以降の半年間分を時間数の削減として見込んでいるところでございます。ただ、初年度ということで、この想定どおりうまくいくかどうかということもございまして、多少のブレは生じるかなと思っておりますので、このあたりは経過をしっかりと人事課のほうでも見ていきたいと考えているところでございます。

それから4番目のご質問の採用の広告の件でございます。今年度、モノレールにつきましては、初めて広告の掲出ということで行っております。これまで阪急電車では、実際に応募された方の4人に1人、25%程度の方が広告を目にして応募されたという結果が出てございます。今年度も阪急電車同様ということで、モノレールがどの程度かということで見ておりますと、いずれも今年度モノレールでも25%をやや上回る方が応募をされてございます。ただ、ちょっと技術職に絞ったかげんがございまして、実数としては、それほど多くない数字にはなっているんですが、一定の効果は見込めるなということとは

わかったところでございます。来年度、阪急電車1本に絞っているということでございまして、このあたりはやはりモノレールとは乗降客数の違いというのが一番大きな理由でございます。阪急におきましては、全線全車両ということで沿線が広域にわたりますこと、それから乗降客数がモノレールのおよそ10倍の方が乗られるということもございまして、それなりの人数ということで見込めるのではないかと、この考え方で次年度予算を計上させていただいているものでございます。

それから5番目のご質問で、リスクマネジメントのご質問でございました。職務能力の関係でございまして、本市におきましては、標準職務遂行能力というのを各職種、職階ごとに定めてございます。課長級の管理職でありますと、統率力の部分であったり、政策判断、人材育成など、こういったところに具体的な能力として落とし込みを行っております。係員であれば、理解、説明、知識、技術など、その職階に応じて求められる標準的な能力について定めてございまして、研修、あるいは人事評価の評価項目、これらとリンクをさせる形で活用を行っているところでございます。

お問いのリスクマネジメント、その防災の観点ですね、これに特化した研修ということは、現在人事課所管分としては行っておりませんが、さまざまなリスク管理、有事の際の能力、必要とされる知識等の整理を行った上で研修、あるいは研修以外の育成、認識につながるようなそういうツールの部分も含めまして、今後関係部署とも連携しながら、効果的な手法を検討してまいりたいと考えております。

それから6番目の市内の研修がどうなっているのかというお問い合わせでございます

けれども、人事課で企画実施をしております市内研修につきましては、基本的に職種、部署を限定しておりません。保育士でありますとか、消防職員の方も含めて合同で実施をしております。研修中にはグループワークもございまして、各職場、職種の垣根を超えた交流というのは、研修の機会にできているものと考えております。職場ごとで業務内容は異なりますけれども、それぞれの立場で市民のために仕事をしている、そのことの理解というのは一定できているものと考えております。通常業務の連携・協力においても、その部分が活かしているものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 古賀課長。

○古賀広報課長 そうしましたらシティプロモーションの2回目のご質問にお答えいたします。

シティプロモーションの戦略策定に当たりましては、先ほども申し上げましたように、民間のノウハウを活用してまいりたいと考えておりますので、まず委託業者の募集選定を夏ごろまでには行いたいと考えております。

またシティプロモーションの戦略を検討するに当たりましては、市内外を問わず、本市の魅力ですとか、イメージ等の調査を行う必要があると考えておりますので、まずは、本市の強み・弱みをしっかり分析する必要があるかと考えてございまして委託業者が決まり次第、速やかにその調査業務に取りかかりたいと考えております。

それと並行いたしまして、先ほど1回目のご質問でもお答えしましたように、シティプロモーションの進め方に当たりましては、広報課だけではなく、全庁的に取り組んでいく必要があると考えておりますの

で、職員研修ですとか、庁内のワーキンググループも設置してまいりたいと考えております。具体的な研修回数ですとか、また会議等の回数は現在のところ未定ではございますけれども、情報共有、また庁内議論を深めながら検討を進めていき、できれば2月末ごろを目途にシティプロモーション戦略が策定できればと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、2回目の質問としまして、DV被害にかかわる家庭児童相談課との連携に関する質問についてお答えさせていただきます。

委員からもご紹介のありましたとおり、DVに基づく暴力の被害は夫婦間だけの問題ではなく、子ども、はたまた高齢者、障害者の虐待と複雑な事情を抱えたケースが増加しております。とりわけ子どもがいる家庭におきましては、夫婦間のDVを見た子どもについても児童虐待に当たるとなっておりまして、DVと子どもの被害というのはやはり総じて多い案件でございます。このような当課だけでは支援しがたい案件におきましては、必要に応じて家庭児童相談課も集まってのケース検討会議による支援策の検討を行っている次第でございます。

また、庁内の部署だけでなく、家庭児童相談課も含め、民生児童委員、人権擁護委員、摂津警察署、摂津市医師会などDVの被害救済に必要な機関で構成するDV防止ネットワーク会議を設置し、その会議の中で情報共有と連携強化を図っているところでございます。年々複雑な事案が増加傾向でございますので、家庭児童相談課をはじめ、関係各課とも今後連携を深めてい

きたいと思っております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 それでは、私のほうから府知事選挙の業務量に関しましてのご質問にお答え申し上げます。

府知事選挙につきましては、報道されていたとはいえ、やはり知事選挙の実施の確定後でなければ進められない業務が大量にございます。それを告示日までに短期間で集中して処理を行わなければならない状況の中で現在事務局職員に加えまして、経験職員の応援を得て、また選挙期間中等におきましても庁内から職員の応援を得て準備を進めておる状況でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。要望と質問と幾つかございます。

まず1点目のFM推進事業についてのところで、現在は意識づけによるマネジメント要領ということについては理解をいたしました。計画策定中はもちろんのこと、計画策定後は、計画に沿ってしっかりとそれらに基づき、公共施設の管理運営についてはマネジメントしなければならないと考えております。昨年9月議会や決算審査でも取り上げましたFMについては、やはり公共施設は基本は長寿命化とするものと理解をしております。しかしながら、市役所西別館のように長寿命化ができない限界の施設もあり、廃止、統合する施設が将来的にさらに出てくるのは確実であります。ゆえに本市でも今後は実際に公共施設の長寿命化、統廃合等々のマネジメント

をどう行っていくかが重要になってまいります。長寿命化においては、施設の維持補修、バリアフリー化への投資の度合い、また統廃合においては多くの先進事例において必要と言われているのは市民との合意形成、すなわち市民ニーズの最大公約数の確保であります。幾度となく行われる意見交換等々が設定することになっております。これらにはやはり相当な時間と労力、そしてノウハウが求められます。よって、住民の合意形成、市民ニーズの最大公約数の確保や各種課題解決も含めた適切かつ一貫性ある高いレベルのマネジメント能力を保有することが大事だと考えますが、そこで1年後のマネジメントを行う体制についても計画策定とあわせて検討する必要が大いにあるかと思っておりますが、どうお考えかお聞かせください。

続きまして、3番目、人事管理事業、総務事務センター業務委託料についてですけれども、効果というものにつきましては、おおむね理解をいたしました。やはり一人一人の時間というのは限られており、それでおやらなければならない事務は本市においては数多く、少数精鋭体制の中で、本来であればプランナーであるべき人材がプレイヤーとして動いている現状があるということはやむを得ないことかと思っております。しかしながら業務を効率化させ、それを少しでも防止し、市として職員に求める役職の能力をしっかりと最大限発揮させることが結果として住民の福祉増進に大きく貢献するものと考えております。この総務事務センターの改正については、高く評価をするものです。ぜひ実際の上においては、どのようなプラスの影響、マイナスの影響等々が出るのか、その成果を把握し、逐次修正し、適切な運営を図るよう

要望いたします。

続きまして、4番目の広告掲載業務委託料についてですけれども、より多くの方に見られるということで一本化したというところで、その成果については大いに期待するものであります。あわせてぜひ印象に残るキャッチフレーズ等々つけてより効果の高い広告を作成されるよう、そして優秀な人材確保というのは、本市の発展の基礎となるものであります。しっかりと進めていただくよう要望いたします。

続きまして5番目につきましては、現状、職階に応じてそれぞれ必要な能力というのを備えさせているというところと、リスクマネジメント能力については、今後しっかりと研究をしていきたいというところについて、理解をいたしました。特にふだんの業務においても、やはりリスクマネジメントを適切にできる能力というのは、大なり小なり、職員が一人一人持つべきものかと思っております。そしてまた、この能力は、それぞれが持つ役職の特性に応じて管理する内容も変わっていくものかと思っております。例えばふだんの業務ではリスクマネジメントというのはサポートの視点ではありますが、防災業務ではリスクマネジメントが業務の主となるものと性質が異なってくるのでそれぞれの役職と業務に応じた適切なリスクマネジメント能力を備えさせる必要があります。人材育成においては、研修やOJT、つまりOn the Job Trainingとありますけれども、基本的には理論と研修で教え、気づきを与え、それでもってOJTで経験を積ませることが適切かと思えます。途中から気づくのとではやはり成長の点で大きな差ができるということでしょう。ゆえに役職において必要な能力をどう気づきを

与え備えさせていくのが人材育成の鍵であります。ぜひ、それぞれの役職と業務に応じた能力についてリスクマネジメント能力も含めてしっかりと備えさせることを系統立てて育成するように研究・検討、そして実施することを要望いたします。

続きまして6番目、階層別能力開発事業について。市内での研修についてはいろいろと実施をされているということは理解をいたしました。まさに市内での研修というのは、市内連携につながるものと考えております。研修以外でも人脈構築や人材育成については、幾つかあると思います。例えば大阪府や釜石市への出向、目的は異なるけれども、実務経験をさせるということは当人によってさまざまな気づきと経験を経てより大きく成長することだと思います。出向という経験が実際に現在の業務等に大きく生かしているという事例もございます。ただ出向は時間を要して、また人数が限られるため、長期的かつ全庁的な視点での職員の選択というのが必要になると思います。そこで出向等も踏まえて、長期的かつ全庁的な視点でもって人材育成を行っていくことの重要性については、どうお考えかお聞かせください。

7番目、シティプロモーションについて。スケジュールについては、まだまだ詰めるところがあるというところについては理解をしました。ぜひしっかりと今後詳細を詰めていき、適切に実施していただけるよう要望いたします。

このシティプロモーションでは、やはりターゲットを定め、魅力をつくり、情報発信し、そしてターゲットになる人、物、金を本市に誘い込み、その成果を踏まえて新たな魅力をつくっていくという一連のサイクルであると認識をしております。そし

てそれだけじゃなく、本市の市民としてこのような魅力があるんだと気づき、このまちを誇れるものになると考えております。そしてこの誇りが地域愛につながり、コミュニティの活性化や過疎化予防にも影響します。これは非常に重要な政策であると考えます。ぜひともしっかりと取り組んでいただければと思います。あわせて短期的、中長期的な目標もしっかりと見定めて取り組むことも大切です。短期的な目標としては、ターゲットはふるさと納税、健都イノベーションパーク、企業誘致、あるいはマンション等々子育て世帯等の入居などに設定することも一つ重要ではないかと考えています。そして中長期的には、健康寿命延伸の先進モデル地域としての全国発信ということでしょうか。しっかりと本市が進めるまちづくりと方向性を一致させるように要望いたします。

次に、8番目の男女共同参画センター管理事業について。やはり複雑な家庭環境での問題がDV等々につながっていると考えております。先日の代表質問でも取り上げましたけれども、地域共育という観点からも積極的に女性や児童虐待未然防止に努め、問題を抱える家庭から孤立というものを防いでネットワークを活用していただくように要望します。あわせて各部署とつなぐコーディネーターとしてその役割を適切に果たせるようにあわせて要望いたします。

続きまして、10番目の府議会議員選挙についてというところで業務量的には多々あると、そういうふうにはしっかりと対応をしていただくというところを理解いたしました。ぜひしっかりと、ことしは大事な年でございます。円滑な選挙事務を遂行できるようにしっかりと準備をして取

り組みを要望いたします。

以上、質問は2点です。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 それでは、3回目の質問、将来的にどのように公共施設のマネジメントを行っていくのかということですが、施設管理の基本につきましては、まずは安心して施設を提供でき、また安全に利用していただけること、それが基本でございます。そのためにも日ごろからの点検、修繕はもとより、本市の基本的な姿勢であります長寿命化に向けて長期的な視点に立った予防保全型の施設管理が必要であると考えております。それが我々が目指すところでございます。施設の管理、運営、活用、いわゆるマネジメントでございますけれども、そのマネジメントにつきましては、施設を所管する担当課だけではなく、その施設を利用して、公共的なサービスを提供する、課、事業を実施するセクションでありますとか、営繕担当や予算担当課など複数の部署がかかわってくることになります。公共施設等総合管理計画に基づくこれからの施設マネジメントには、これら関係する課の連携した取り組みというのがますます重要になってきますことから、常に情報共有などを行いながら市全体として継続して質の高いファシリティマネジメントを推進していかなければならないと考えており、又そのような体制も考えていきたいというところでございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから6番目のご質問に答弁させていただきます。

他の団体への出向等のお話でございましたけれども、人事課といたしましても職

員個々の人材育成の観点、これを重視しながら現在まで実施をしております。今年度で申し上げますと他の団体への出向ということにつきましては、6名の職員を派遣しているというところでございます。出向等につきましては、経験のない業務、異なる環境、あるいは組織、職員体制、そういう新たな環境へさまざまな挑戦をしていくということが必要になりまして、幅広い知識の獲得ということはもちろんなんですが、新たな刺激を受けることによって向上意欲を喚起する、そういう意味合いもあるものと考えております。過去の経験が将来的に摂津市のために生かされる、そのような観点を踏まえて、今後も継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、4回目、これは全て要望とさせていただきます。

まずは、FMについてですけれども、適正な体制というものをぜひしっかりと考えていただければなと思っております。予想される問題に対して真摯に取り組むことが必要であり、かつ政策を具体的、円滑に行うためには、まさにリスクマネジメントの観点からも重要と考えます。今後多くの公共施設の老朽化が進んでいく中で各部署が独自でマネジメントを行うということはノウハウの蓄積の観点や一貫性ある取り組みの観点から非効率であり、一つの部署がマネジメントを統括するのが適切であると考えます。そのマネジメントを行う体制については、その部署そのものが主体的にするのか、もしくは所管課をサポートするという形式なのか、幾つかの選択肢があるかと思えます。いずれにせよしっかりと平成31年度につきましては、実効

性ある計画の策定及びマネジメント要領について検討するよう要望いたします。

続きまして、階層別能力開発事業についてというところで、出向等における長期的かつ全庁的な視点でもっての人材育成というところの質問ですけれども、数人ですけれども、しっかりとそういった経験を生かして実際に本市において帰ってきて能力を生かしていただいているということについては理解をいたしました。人材とは、最近では、人と財産の財で「人財」と最近言われております。職員という人材は、本市の大切な財産であり、一人一人を大切に育てていかなければなりません。そして少数体制の中で限られた人材を長期的かつ全庁的な視点でもって育成することの重要性というのはつくづく認識するところでもあります。それを踏まえれば、ぜひ人事課においては、この部署にこの人材がいなくては困るという意見があったとしても、市の将来を見据えて全庁的な適材適所に心がけるなどのしっかりと運営をしていくことが必要であると考えます。

最後に摂津市の宝である職員の人材育成については、研修、OJT、そして出向などの手法を適切に活用し、そして系統立てて実施をして、与えられた職務を適切に果たせる職員の育成に努めることを要望し、それを踏まえて人事課については、今どう動かすについては、短期的な視野だけでなく、長期的な視野で思い切った人事を行うということも恐れず、住民福祉の増進に最大限発揮できる組織構築を行うこともあわせて要望させていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

南野委員。

○南野直司委員 2点だけお聞かせいた

だきたいと思います。ご答弁が重なる部分もあると思いますけれども、ご理解いただきたいと思います。

1点目です。予算概要10ページ、人事管理事業4,832万6,000円の中身につきまして、先ほど課長からもご答弁ありましたけれども、阪急電車全線の車両内に職員採用の広告を掲載して、そして優秀な人材の確保に努めていきますと、新年度の取り組み、人事管理事業の中の主な取り組みだと思えます。モノレールに職員採用にかかわる広告を掲載されたこと、私も何人かの方からお問い合わせをいただきまして、やはり電車を乗りながら見られているんやろなと思います。一つは、民間での企業の経験された方の採用ですね、技術系だったと思うんです。そういった大胆な採用の取り組みもされたと思うんですけれども、この新年度におきまして、やる気・元気・本気枠というんですか、そのような採用枠について、平成31年度の取り組みの中身を具体的に考えを教えてくださいなと思います。

それから2点目です。16ページのFM推進事業ということで、ファシリティマネジメントの、これ2年目に平成31年度は入ってくると思うんですけれども、各施設の適正な維持管理、更新を進めるため、施設の現状把握、そして更新等費用の推計を行って用途ごとの個別施設計画を策定していきますと、新年度の取り組みはそのように、主な取り組みですけれども、そのようになっていると思います。私、今これ見ているのは、摂津市公共施設等総合管理計画の概要版というのがありますがけれども、その概要版を見させていただいているんですけれども、この大きな計画があって、この計画を進めていく手法としてはこの

ファシリティマネジメントという一つの手法だということだと認識しておりまして、そして大きな計画があって、新年度は、個別施設計画をつくっていきますと。例えばインフラ系だと橋梁とか、上下水道とかの個別計画、それとか建物用途別、公民館や集会所、そういった方向性といいますか、中身、この大きな公共施設等総合管理計画については、将来的には2046年度までの大きい枠組みの計画やと思うんです。この個別計画というのは、そのうちの第1期、第2期、第3期と分かれてくると思うんですけれども、その一つの大きい枠組みの第1期の分をまずはこれつくってこられるのか、その辺ちょっとわかっていないので個別計画の中身について教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、1点目のご質問に答弁をさせていただきます。

委員からのご質問の中にございましたように、今年度、平成30年度につきましては、土木建築の技術職、あるいは事務職で情報系の職員につきまして経験者の採用ということを行っております。これにつきましては、各職場のそれぞれの事情、あるいは分野ごとに技術が更新されていく分野ということで、即戦力が必要な状況ということで、これらを踏まえて、今回経験者採用枠ということで募集を行いました。

来年度につきましては、現在のところまだ未定ということでございますけれども、ご定年退職の方の予定というか、意向の調査、それから配置に係る想定、業務内容の想定、これらを踏まえて平成31年度に実施する試験の詳細を検討していく予定になっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 それでは、用途ごとの個別施設計画はという、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず公共施設等総合管理計画についてですが、この総合管理計画の改訂版も、来年度ですね、同時に策定していく予定をしております。この総合管理計画の中で用途ごとの個別施設計画、長寿命化計画というものを策定していくということで考えております。

この用途ごとの個別施設計画というのは、この総合管理計画でお示ししております各施設分類ごと、学校教育施設でありますとか、コミュニティ施設でありますとか、そういった分類ごとに、まずは現状把握をして、そこから今後の人口でありますとか、人口構成、また施設の利用人数でありますとか、そういったものから課題を設定して、用途ごとの課題解決に向けた方針、方向性をこの中で計画を立てていこうと考えております。まだ中身につきましては、来年度でいろいろと検討して詰めていくところでございます。あとインフラ資産、道路、橋梁、上下水道等につきましては、それぞれが計画を立てておりますので、リンクさせていき、基本的には、公共施設等総合管理計画の中で、中身としてはインフラも含めた形でつくっていきますけれども、それぞれの所管がつくったものをひもづけていくということを考えております。

○渡辺慎吾委員長 南野委員。

○南野直司委員 まずFM推進事業についてですけれども、先ほど言っていました個別計画の中身については、課長から答弁いただきましてわかりました。いずれにしても、まずは大規模改修等への計画的な対

応を図っていただいて、将来想定される本格的な更新等への準備を進めていただきますよう要望としておきます。

それから人事管理事業の中で、新年度の採用の取り組みについて課長からご答弁をいただいたわけでありまして。副市長がせっかくだらっしゃるので、副市長からもご答弁いただきたいと思うんですけれども、シティプロモーション戦略、そして摂津市のそういった魅力を情報発信していくんだということで、先ほど課長からもご答弁ありましたけれども、今回シティプロモーション戦略におきましては、民間のノウハウを活用していくということを言われていましたけれども、そういう戦略といいますか、情報を発信していく、例えば市政の情報ですね、いろんなさまざまな情報をアプリであったり、あるいはLINEであったり、SNSを介して迅速に多くの市民の皆さんに発信していく。やはりそういったノウハウ、今も広報課のほうではそういったノウハウを持っておられる方がいらっしゃると思うんです、若い職員の方もいらっしゃると思うんです。やはりさまざまなそういった取り組みをしていくには、そういうノウハウを持った方という人材を確保していかなあかんと違うかなと思うんです。そういう意味で、また新年度どうなるかですけれども、将来そういう枠も設けながら、そして広報課の中には、そういう専門のチームといいますか、各課からいろんな情報を集約できるような体制を構築していく必要があると思います。保健福祉課のまちごとフィットネスヘルシータウン事業の中では、既にアプリを使われていますけど、それぞれの課がそれぞれされるんじゃないかと、僕は一つに集約して、そこからいろんな市の情報を発信したり、あ

とは広聴、いろんな市民の方の意見を。それをつくっていくのは市民の方と一緒に市民参画でつくっていかれたらどうですかという提案をしているわけです。副市長にお聞きしたいのは、人事という観点で、そういう職員の方をどんどんこれからも採用していく。そしてそういう特殊といいますか、そういう専門の部署をつくっていくことも将来大事なことじゃないかなと思うんですけれども、考えをお聞かせいただきたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ご質問の情報系の職員の課の集約化ということでご質問があったんですけれども、ちょっとその前にお話をさせていただきたいと思います。

近年、コンピューター関連の技術革新が非常に日進月歩で進んでおります。スマートフォンやあるいはインターネット等でICTですか、これは市民生活の中にもかなり浸透してまいりました。我々行政といたしましても、やはり行政事務の電子化が求められている昨今でございます。また、最近では人工知能の能力が非常に向上していると聞いております。人工知能のいわゆるブームが到来していると言っても過言ではないかなと思っております。今後、人工知能をさまざまな行政の部門でのフィールドで活躍の場を広げていく必要があるとは認識をしております。よく経営資源の中で数年前なんですけれども、人・物・金というふうに言われておりました。最近ではそれに情報が加わって、人・物・金・情報と言われております。それだけ情報が非常にクローズアップされてきている時代なのかなと思っております。我々アナログ世代につきましては、なかなかなじみにくいことではありますが、最近の若い

職員を見てみますと、やはり何の苦もなくICTになじんでおられて、それから精通されているのではないかなと思っております。毎年退職者の補充のために新規採用職員の試験をやります。先ほど人事課長が答弁いたしましたように、平成31年4月には数名のいわゆる情報系の職員を採用する予定にはなっております。その試験のときに面接をやります。一つの課題を与えて、それぞれプレゼンテーションを各受験者にしていただきます。その中でやはり最近多くなっていますのは、SNSを利用した行政業務推進というようなことも提案が多くございます。そういう意味では、面接官の一人としては、非常に最近の若い人は頼もしいなと思っております。一つの課に集約ということにあるんですけれども、やはり情報発信はそれぞれの課で情報発信すべきと思っております。そこで持っておられる情報をなかなか一元化するのは、非常に労力も手間もかかりますので、情報を扱っている職員がSNSを使って市民に発信する。これがやはり基本ではないかなと思っております。そういう意味では、それらが精通するように職員の研修はもちろんでありますけれども、それぞれ横との連絡、これもやはり必要になってくるのかなと思っております。いずれにいたしましても、電子自治体の実現に向けては積極的に展開していきたいと思っています。

○渡辺慎吾委員長 南野委員。
○南野直司委員 副市長にご答弁いただきまして、新年度以降、そういったICTを活用していくんだというご答弁がありました。大いに期待をしておりますので、私からは先ほど何回も言っていますが、摂津市には多くの子育て世代であったり、人材がたくさんいらっしゃいますので、

どうか市民参画でいいものをつくり上げていただきたいことをご要望させていただきまして質問を終わります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

野口委員。

○野口博委員 一応半分ほどはダブっていますので、要望を含めて幾つか質問をしたいと思います。

一つは、FM推進の問題であります。いろんな取り組み方についてご答弁、説明がありました。ことし2年目に入ろうとしています。その中で個別計画の策定をすることになっておりますけれども、5年間の計画の中で、このFMの決めた計画に対して、市民の側から一緒になって議論し合おうという場面、市民参加をどの時点で行うということになるのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

二つ目には、総合戦略問題については議論がありますので、大枠の議論しかできませんけれども、要望だけにしておきます。

過去いろんな形で行政の将来像の問題について宮崎県のある自治体の例を取り上げて、いわゆる住民の方々の幸福度をどう高めていくのかということとその自治体の将来像の大きなテーマとして取り組んでいる事例についてご紹介したことがあります。第5次行革も終わり、経営戦略も含めて、今後摂津市の自治体像をどうつくっていくのかということを進めていくのだろうと思いますけれども、ぜひ今後予想される南海トラフ地震、2025年問題、毎年温暖化による影響と言われている豪雨、大雨なども発生しますので、そういう幸福度を高めるという意味合いの中にあるような要素が絡まってくるので、そういうことも含めて幸福度という尺度を一つ

の大きな目安にさせていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。

三つ目は、予算概要28ページに平和施策推進事業があります。いつも申し上げております。少し核廃絶をめぐる動きについて紹介しながらご答弁をいただきたいと思います。

2年前の7月7日に国連で核兵器禁止条約が採択をされました。これは国連史上初めてであります。現状、2019年2月15日時点で、この禁止条約に批准した国は22の国になりました。署名した国は70ということで、近年これをめぐる条約関連では、スピードが高い状態が進んでいるということで、こういう取り組みを含めて、今各国でいろんな取り組みが行われております。本市も加盟しております平和首長会、これについては、世界で見ますと、163か国、地域が加盟されて、都市の数は7,735都市が3月1日現在で加盟しています。国内では、99%を超えるほどになるとは思いますけれども、1,732の市町村が加盟しています。いろんな自治体で、その時期に応じて工夫、知恵を發揮して取り組みを行っているだろうと思いますけれども、一つこういう世界の動きも含めて、摂津市としてこの平和問題についてどういう認識と取り組み方を進めていくのかということについて、ご答弁をしていただきたいと思います。

最後、人事の問題に関連して、来年から地方公務員法が改正になりまして、平成32年4月1日施行で、特に非正規職員に対する身分保障も含めた厳密な改正がなされます。これについては、平成10年度で職員構成は870名の正規職員に対して、いわゆる非正規職員です、188名とい

うところから平成29年4月1日では、正規職員は870名から今度は654人、非正規職員は188人から450人になっていますということで、どの自治体にとっても、この非正規職員の方々の力、役割が大きいわけでありまして。そういうことも含めて今回の改正に向けて、どういう内容で取り組もうとするのかということをお尋ねします。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 それでは、野口委員のご質問にお答えさせていただきます。

市民との議論をいつするのかということですが、この市民との議論、市民参加については、今考えています用途ごとの計画、用途ごとの個別施設計画の段階では、計画案を策定した後にパブリックコメントを行い、パブリックコメントを通じていただいたご意見等を最終反映してまいりたいと考えております。ただ、今回市民への施設利用に関するアンケートでありますとか、利用者のモニタリング等を実施する予定はしております。

この公共施設等総合管理計画そのものなんですけれども、先ほども申し上げましたように、長寿命化というのを基本にして、これからしっかりマネジメントを行っていくと考えております。その長寿命化につきましては、一応60年としていまして、通常法定の耐用年数は最大で50年、構造によって違うんですけれども、最大で50年ですが、摂津市としましては、そこから10年延ばして60年を目標にしています。60年からさらに80年を目指した長寿命化というのを今考えておるところでございます。個々の施設につきましては、その更新を迎える段階、60年目、また8

0年目、またそれまでに何らかの事情により更新をしなければならないという段階でそれぞれの棟ごとの用途、今後の用途も含めて考えていくこととなります。その段階で、その施設そのものをさらに長寿命化して利用していくのか、はたまたどこかと集約するのか、除却するのか、そういったことになってこようかと思えます。その段階では一定住民の方々や利用者にもご意見をお伺いしながら進めていくべきかなと考えておりますが、現段階でのこの計画、用途ごとの個別施設計画の段階ではこちらのほうで一定作成しまして、パブリックコメントによる意見聴取と考えております。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、野口委員からの3点目の質問、平和首長会議の動向と、摂津市の認識、その取り組みについてご答弁申し上げます。

委員から紹介もありましたとおり、国連のほうでは、核兵器禁止条約の署名と批准に向けて大きく取り組みが進んでおります。昨年12月5日についても特別決議案としまして、賛成多数でこの核兵器禁止条約の署名と批准を求めるということで可決しております。

しかしながら、日本は、こちらには反対の意向を示しているところでございます。平和首長会議としましては、日本として、核兵器禁止条約にまずは署名というところでお願いをいろいろ要望としているところでございます。本市もこの平和首長会議は加盟している都市としまして、7月、8月に行っております平和に関する取り組み、平和の署名のコーナーであったりとか、平和に関する集いの場を持ちまして核兵器禁止条約の署名活動を展開してまい

りたいと考えております。

さきの代表質問でも答弁がありましたとおり、昨年、本市の平和事業を協働で行っております世界人権宣言摂津連絡会議の総会においても、この禁止条約についての署名を協力するというので、計画案に明記していただきまして多くの署名を集めることができた次第でございます。平成31年度も引き続き、この世界人権宣言摂津連絡会議のご協力のもと、また平和のイベントを通じて、この核兵器禁止条約の署名を集めて、これを国連に届けて、日本もこの条約に署名するように働きかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、4点目のご質問に答弁させていただきます。

本市の改正の内容ということでございますけれども、今回の改正につきましては、非常勤職員、臨時職員の職の区分であったり、報酬の水準の部分であったり、そのあたりの適正化を図ることが目的になってございます。一定国のほうからその改正のマニュアル等は各市に届いておりますので、これに沿った形で制度設計の試算を行っている段階でございます。同一の職、あるいは類似の職の方々の報酬水準が近隣の自治体と比較してどのようになるかということも一つ重要なポイントかなと考えておまして、このあたりの意見交換、情報の交換というのを継続的に行っている状況でございます。法の趣旨を踏まえながら、本市のこれまでの勤務条件の経過、それから他市の制度設計、このあたりもしっかり確認を行いながら本市の制度構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 FMについてであります。平成31年度末にパブコメまで持っていくという話ですけれども、そういう形でつくった個別計画に対する市民側のご意見を求めるというやり方も当然進めていくわけでありましてけれども、市内には公共施設がたくさんありますね。地域性もあります。当然個別計画の中で現在ある施設の中で、これは廃止をしたいとか、修繕をしたいとか、いろんな考え方によって種別化されます。その中で公共施設を使っている地域住民がいらっしゃるわけで、またパブコメをつくる前に、つくった原案について地域的にもんでいただくというの僕が必要だと思っています。そのことがその後スムーズにつながっていくことに、僕はつながっていくと思いますけれども、もう少しきちっと市民参加を情報発信することを前提として、市民と計画をまとめていくという点でぜひ検討していただきたいということは、一応きょうの段階で伝えておきますのでよろしく願いいたします。

平和問題については、頑張っていたいでいるんですけれども、この前、日本政府に禁止条約への参加署名を求める意見書が採択されております。これは大阪府下では和泉市議会と、泉佐野市議会と高石市議会など八つであります。こういう点もぜひ受けとめていただいて、いろいろ苦勞も多いかもわかりませんが、僕らも協力はしますし、ぜひより市民的に盛り上がる取り組みをしていただきたいということでお願いをしておきます。

地方公務員法の改正問題であります。国の改正案では、いわゆる非正規職員の方について会計年度任用職員として、臨時職員

であっても、短時間勤務の方であっても、この条例で期末手当の支給ができますと書いています。こういうことも含めてきちんと対応されるのかということについても少しお聞かせをいただきたいのと、あわせていつも労働環境の問題で、残業時間の問題について申し上げてきています。年々ふえて、直近の数字では年間500時間を超える残業時間の方が10人いらっしゃるということがあります。先ほどいろいろ総務事務センターのことを含めて環境を改善していくという流れを一方ではつくろうとしておりますけれども、こういう労働環境全体の問題についても、この機会にいろいろ検討していただいて、全体として労働環境が改善するように取り組んでいただきたいと思うんですけれども、2回目の質問としては、非正規職員の方に対する期末手当の問題についてどうなのかと、お答えください。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

委員からのご質問でおっしゃっていただきました期末手当の部分、本市としましても、制度設計の中で試算をいたしているところでございます。各市の状況というのも確認を行っておりますけれども、現在確認できている範囲では、手当の支給というのを考えている、検討している、そういう市が幾つかございますので、本市もその状況を踏まえながらしっかりと検討し、現在は未定ということなんですけれども、その状況を踏まえながらきっちりと制度構築に努めてまいりたいと考えております。

それから労働環境の部分ということで500時間を超える職員が昨年10名ということでございまして、今年度も500

時間を超える職員が出てくる可能性というのがございます。このあたりも逐次その課長なり、所属長と連絡連携をとりながら少しでも業務の分散化といいますか、そういうことにも取り組んでいるところでございます。次年度においては、総務事務センターのこともございますし、労働時間縮減への新たな取り組みということも考えながら各職員がきっちりとした労働環境のもとにそれぞれ力を発揮できるような状況、そういう環境というものの構築に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 野口委員。

○野口博委員 要望だけにしますが、今、パートタイマーについて、パートタイム時間帯については、検討の範囲だというお話でありますけれども、ぜひそういう点も踏まえていただいて、国がせつかく法律を改正をするわけでありますから、他市の例も当然参考にすべきだと思いますけれども、ぜひこういう問題について、非正規職員の方々も含めて、いい環境で仕事ができるように努力をしていただきたいということでお願いしておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 池上市長公室参事。

○池上市長公室参事 済みません、先ほどの野口委員のパブコメの時期だけですね、もう1回確認をしておきたいと思っておりますけれども、現在、2019年度に取り組んでまいります用途ごとの個別施設計画につきましては、2019年度にある程度まとめていきます。パブコメにつきましては、翌年度、2020年度にパブコメを行って、最終策定していきたいと考えております。

○渡辺慎吾委員長 暫時休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後0時57分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

ほかにもございますか。

三好委員。

○三好義治委員 まず、予算概要の10ページの労働安全衛生事業で、病欠とか休職の職員の今の実態について教えていただきたいなというように思いますのと、これは労働安全衛生のところに該当するかどうかわかりませんが、職員間でのハラスメントの今の実態ですね、こういったことによって病欠、休職になる原因の要素になると思っておりますので、その実態についてもお聞かせいただきたいと思っております。

それと、予算概要の12ページの人件費事業ですけれども、こ人件費事業の中で、特別職やら一般職やらいろいろ入っておりますけど、昨年度行政官庁においてでも大きな課題となりました障害者雇用ですね、本市におきましてでも障害者雇用率の一部訂正もありました。現状と、今後その障害者雇用をどのように推進していくのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

それと、同じ人件費事業で、ここには人件費という部分が載っていないんですけども、予算概要の一番最後ですね、198ページで、一般会計歳出節別集計の中で、賃金ということの中で10億4,596万6,000円、こういったことが計上されておりました、全体を入れますと人件費約53億円という実態になっております。

先ほど野口委員からの質問がありましたけれども、私はこの視点の中で、昨年9月に派遣法が改正されておる中で、この派遣についてはいろんな法律で縛りもありませんけれども、派遣の中で、要は優秀な方々を

正規職員に登用していく、こういった道はないのかということをお伺いいたしたいと思います。

民間では、既にそうやって正規社員に登用の門扉も開いておりまして、そこで支援制度もやりながら行っている実態があります。これについてお聞かせいただきたいと思いますのと、一方では非正規職員と正職員、先ほど野口委員が質問されておりましたけども、その中で非正規職員と言われる方々、要はパート、それから行政パートナー、アルバイト、それと再任用等々ありますけども、市役所の今の実態についてね、パートが幾らいて、派遣社員が幾らおってとかいう、分類別にちょっと教えていただきたいと思います。

それと、通勤手当人件費事業で、これは平成28年度にこの本委員会におきまして、附帯決議をつけた過去の経緯があります。そのときの附帯決議につきましては、エコ通勤の促進にかかわる通勤手当の改正については、一定期間経過後、効果等の検証を実施した上で、エコ通勤の促進のあり方について検討するというのを、本委員会で附帯決議をつけさせていただきました。これについての経過について、今の実態についてお聞かせいただきたいというように思います。

それと、人権問題について、これも予算概要の28ページで、いろいろな人権施策が講じられてるんですが、平和対策推進事業以外は全てが人権啓発並びに人権の取り組みでございますけども、私はこの人権につきましては、全ての人が生命と自由を確保して、それぞれの幸福を追求する権利ということを強調していきたいと思うんですけども、今、この議会におきまして私は代表質問でもたばこの受動喫煙の問題

とか、昨日はたばこ税の必要性とかいう質問もさせていただきました。今の社会的な動きといたしましては、たばこが公共施設の敷地内で一切吸えないとか、モデル地区とか、確かにたばこを吸う人のこれまでのモラルとか、それとか受動喫煙、これについては私も同感だと思っております。

しかしながら、それについて電子たばことかいうのはだんだんだんだん進化をしてくれておりまして、それと禁煙パイポというものもあります。そういったことを総称しながら、たばこを悪というようなことで考えられているのは、これは私は人権問題に値するのではないかと考えておりまして、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次は要望ですけど、シティプロモーションにつきましては、これも代表質問で言うておりましたけども、シティアイデンティティも取り入れながら、総合戦略等含めて未来のあるまちづくりということの中で、一方では取り組んでいただきたいということで、要望しておきます。

それと、総合行政委員会ですが、これも2年ほど前になりますけど、摂津市議会議員一般選挙の開票事務において、いろいろな問題が生じました。それについて、今日までマニュアルも作成をされて、対応をしていくというようなことを伺いましたけど、ことしは先ほどから言われていますように、府議会議員選挙、府知事選挙が4月7日、投開票日でありますし、7月が参議院議員通常選挙です。失敗は許されないとように思いますし、参議院議員通常選挙も失敗は許されない。これに対する投票、開票事務に対する体制はしっかりできているのか、お聞かせいただきたいのと、もう一つはいろいろ質問してるときに、機器

ですね、票を読み込む機器とか、それとかいろいろな機器を本来は購入したいけど、予算がないから購入ができないというようなことも聞きました。こういった国、府の選挙事務に携わるときに、そういった機器をそろえていきたいというご答弁でした。今回はそのチャンスでございますので、この点についてどのような対応をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、会計室につきましては、8ページで、債務負担行為も含まれておりまして、ATM、これはもう会計管理者がさっきの補足説明の中でする詳しく説明されて、非常に苦勞されてることは実感として感じております。

ただ、そういうことでもやっぱりATMが西別館でなくなって、本館のほうに持ってくるというようなことを伺っておりますけど、今まではATMが3台ありました。今回はどのようなことになっていくのか、お聞かせいただきたいと思いますのと、それから今の金融機関が、3銀行があったのが、今度2銀行だけになってくるということですね。そういった分では、今までは都市銀行ばかり交渉しておったんですけど、地方銀行との交渉はどうされてきたのかなと思っております、やっぱり市内にある銀行の育成ということも含めて、僕は大事な作業だと思っております。そういう面で、地方銀行の件もお聞かせいただきたいと思いますように思います。

1回目は以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら、私のほうから、5点質問がございましたので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、休職の実態、職員の健康問題とい

うこととございますけれども、休職に実際に至った職員として、推移を人事課のほうでは確認をしております。平成29年度4名の職員が休職ということでございまして、平成30年度になりまして、これが8名ということでございます。平成28年度が8名でございましたので、昨年一旦休職者数としては減少したんですけども、平成30年度また8名ということで出ているのが現状でございます。

それから、ハラスメントの実態ということでお問いがございました。ご案内させていただいたと思いますが、今年度ハラスメントにつきましては部長級の職員による宣言の部分でございますとか、それから新たに相談体制の充実を行うなど、取り組みを一定してきております。

ただ、平成29年度だったと思います、職員へのアンケートというのを実施いたしまして、少なからずハラスメントと受け取れる事象が、受けたであるとか見た、聞いたというような、そういうような内容のものは一定存在するというところでアンケートの中では把握いたしている状況でございます。

ハラスメントとその休職の関係の部分については、具体的な因果関係のところまで人事課としてまだ分析はできていない状況ではございますが、ご指摘の部分についても十分留意する必要があるとは認識をしているところでございます。

それから、2点目の障害者雇用の現状の部分でございます。過日、総務建設常任委員協議会を開催いただきまして、訂正の部分をご報告させていただきました。

その後の動きとして申し上げますと、職員の採用の部分、それから当時ご報告申し上げた指定医の受診の勧奨、この部分につ

いて下半期に取り組んできております。

採用の部分におきましては、秋に障害者の方を対象とした試験を実施しております。それから、年明けになりますけれども、非常勤職員の方で障害のある方、そういう試験をチャレンジドオフィスの募集も含めると3回ほど実施いたしております、それぞれ応募者、それから最終的に合格となる方、それぞれ出ている状況でございます。

次年度の雇用率の部分につきましては、来年度の6月1日の状況ということになりますので、そのときの全体の職員数の状況と雇用率の関係というのは確認をしないといけないところなんですけれども、新年度に入りまして体制が新体制になりまして、一度人事課のほうでも試算は行ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、派遣職員の正規職員への登用の関係のお問いでございました。実際に、他団体にはなりますけれども、類似の制度を引いているというか、そういう団体もございます。そういう制度について、地方公務員法上のそごが生じないかというようなことは確認をさせていただいたところでございます。大阪府、あるいは国のほうにも確認をいたしまして、明確にやはり業務上の能力遂行というか、能力発揮の部分について、そういう条件が整うかどうかというところがキーポイントになるということ聞いておりまして、少しこの制度については派遣で勤務経験がある方のみを正規職員へ登用するということについては、地方公務員法上やや問題があるのではないかという回答は得ております。

ただ、実績で申し上げますと、過去派遣職員として市に勤務をされていた方の中

で、行政パートナー等の非常勤職員の試験を受けられて、これは一般公募ということになりますけれども、受けられて実際勤務されているという方は実績としてはおられます。

それから、非正規職員の現状ということでお問いがございました。ご質問のとおり、摂津市における正規職員と非常勤職員の割合の部分でございますけれども、ここ数年で少しずつ非正規職員の方の割合というのが上昇してきているというような状況でございます。直近の平成30年度で申し上げますと、正規職員が再任用を含めて58.4%ということになっております。非常勤の職員の方がおよそ400名おられるんですが、この方と臨時職員の方が70名ほどおられまして、合わせますと非常勤、いわゆる非正規職員と言われる方々の割合としては41.6%ということになってございます。

それから、エコ通勤のご質問がございました。委員のご質問の中にもございましたとおり、附帯決議をいただく中で条例をご可決いただいたというような部分につきましては、人事課としては重く受けとめているところでございます。

現状、数字で申し上げますと、制度開始当初にこのエコ通勤の手当を受けておられる方が99名ということでございました。直近の平成30年度、4月の状況で比較をいたしますと、その方が102名ということでございまして、これ年度によって少し減ったりふえたりということがあるんですけれども、大きい枠で言いますとそこまでふえている状況にはないのかなと考えております。

当時、市内在住率のお話もさせていただいておりましたけれども、市内在住率の推

移で申し上げますと、制度開始直後が32%、平成30年度が30%ということで、こちらもそう大きくは伸びていない状況というのが現状でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 菰原課長。

○菰原人権女性政策課長 それでは、三好委員の6点目の質問であります、喫煙者の人権についてご答弁申し上げます。

委員からもご紹介がありましたとおり、電子たばこ、禁煙パイポ等ですね、害の少ないたばこもかなり流通してきておりまして、日本国内ではたばこは販売されて吸うことはできるところでございます。

人権の観点からというところで、憲法上ですね、基本的人権の尊重という部分で第11条から第13条にわたってうたわれております。その趣旨から、喫煙者の方の吸う権利というところも基本的人権として尊重されるべきものと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 それでは、私のほうから選挙にかかりますご質問にお答えいたします。

まず、大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙の投票及び開票に従事する職員につきましては、既に委嘱をしております。その中で、開票事務にかかわります人員は75名おりまして、先日開票事務のシミュレーションを2日間、4回にわたって行いました。7階講堂にて、開披台、点検、計数、そして回付ですが、立会人から委員長、集計に回ることを含めて、票がどのように流れるのか、お互い確認する、また投票所において当日顔を合わせるのではなくて、実際の職員、同じ系列等において同じ従事

する職員ごとで確認し合っていたきました。

また、疑問点も含めて、全ての解消に努めました。その下で、開票事務をしっかりと行いたいと思います。

また、27日、投票責任者等の説明会もありますけれども、あわせてそういったマニュアルの再確認をしていただけるように取り組んでまいります。

2番目の、機器関係のご質問でございます。過日の委員会等におきましても、備品の購入につきまして、備品購入計画を立てて取り組まなければならないことは報告させていただいております。平成31年度におきまして、府議会議員選挙、府知事選挙におきましての投票用紙自動読み取り分類機の1台の導入を計上いたしております。

合わせまして、平成31年度参議院議員通常選挙がございます。この選挙におきましても、分類機の増設ユニットを導入いたしまして、参議院議員通常選挙にも対応できるようにと計画的に考えております。

ただ、今後の機器の充足につきましては、また購入計画をもとに財政部局とも相談しながら、選挙で対応していきたいと考えております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 牛渡会計管理者。

○牛渡会計管理者

それでは、三好委員の9点目のご質問の会計室所管のATMあるいは指定金融機関体制変更に伴う市が地方銀行育成といった視点からのご質問にご答弁をさせていただきます。

つい先日、平成31年2月26日付の日刊紙にも大きく三菱UFJ銀行の各市指定金融機関からの撤退が紙面をにぎわせ

ておりました。今回、平成31年8月から予定している指定金融機関より指定金融機関をご辞退したい旨の申し出をいただき、これまで会計管理者として金融機関と向き合ってまいりました私にとりまして、非常に大きな問題でございました。また、近隣自治体にとっても激震が走ったという状況ではなかったかと思っております。

今回のさまざまな交渉の経過の中で、今後公金の安定的な仕組みを構築するためにも、この現状が決して好ましいとは思っておりませんので、平成30年9月4日付で指定金融機関3行、ゆうちょ銀行を除く本市収納代理金融機関全15行に対しまして、アンケート調査を実施させていただきました。本市の指定金融機関としての参入の可能性、それからATMを設置いただけるかということが大きな調査目的でございました。

その結果、残念ながら全ての銀行から現状困難とのお答えが返ってきました。その中でも、数行お話を聞いていただけるという銀行がございましたので、実際に足を運びまして、お話しさせていただきましたけれども、まず指定金融機関にとっては、現状指定金融機関を担っている市の体制を整えるのが第一。次に、指定金融機関として輪番を組んでいるところで、三菱UFJ銀行なりが撤退されたところの体制の補強をどうするかということが第二。最終的に、新規参入ということなので、そういったお話を承るのはまだまだ先の課題ですということをおっしゃいました。

そういったプロセスも踏まえまして、本市指定金融機関として残っていただいているりそな銀行、近畿大阪銀行と交渉を進めさせていただいて、何とか妥協点を見出

したというところでございますし、また長年にわたりまして本市収納代理金融機関として破格の低コストでご協力いただいております手数料につきましても、この機会を契機に見直しをするということで、今後も引き続き収納代理金融機関として担っていただくようお願いをしておりますところでございます。

ATMにつきましては、いずれの銀行もATM1台を動かすためには年間約700万円から1,000万円といったような経費が必要になるということもございまして、今、例えば簡易型のATMを共同開発するとか、あるいは現金の補充管理といったものを共同委託するとか、これまで自前であったところから大きくかじをとって、銀行間の相互利用によって何とか拠点を減らすような努力をされているようなところでございます。

近年、スマートフォン1台あればどこでも振り込みができるようなキャッシュレスの時代ということが進んでおりますので、そういった意味でもATMの必要性といえますか、存在価値というものが金融機関にとっては小さくなっているというのが現状でございます。

今、西別館の建屋にございますATMについては、建屋の解体撤去が決まりましたので、一旦は閉じさせていただきますけれども、うち1台、りそなグループの機器について、庁舎内に新規設置をさせていただきます。その機械については、これまで硬貨等の使用ができませんでしたが、可能な限り最新の機器をとということで、硬貨も使える機器を設置いただくということで合意を図っておりますので、4月中旬以降具体的な工事に入ると聞いております。

答弁は以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 2回目の質問をさせていただきますが、人事課、もうちょっとね、丁寧な答弁をいただけたらありがたいんやけども、その部分については多分1点目の件でもね、現在の労働安全衛生関係から質問させていただいた分は、私は病欠も入れとったんですね。病欠とそれから休職、今実態がどうなっているのという質問をさせていただいたところ、休職の部分が平成29年度で4名、平成30年度で8名とかね、今の実態で病欠が結構あるんじゃないかということで、やっぱりメンタル的なことがあるから、それで質問をさせていただいてるので、その観点でご答弁をお願いしたいというように思います。

その中で、ハラスメントについてでも、実態調査した結果、結果どうなってんねやと。そういったところまで答弁を求めているんやから、特にその部分はまた答弁いただきたいのと、そういったことを見据えた中で、今世の中で問題になっとる外食産業でSNSによって動画配信がなされたりしているのも、職場環境がそういうことにさせているんじゃないかと、一方では言われているんですね。だからその部分では、しっかりと人事管理をやっとかなければならないと。

そういう中で、庁舎内における倫理管理、倫理の問題とコンプライアンスの徹底をどうされていっているのかということも含めて、お聞かせいただきたいと思います。ガバナンスがね、問われているんですよ。だからそのガバナンスとは何ぞやというたら、そういったところまで影響してくるので、しっかりと答弁をいただきたいと思えます。

それと、障害者雇用についてでも、私は数値をお願いしているんやけども、これも今ね、平成31年度どうのこうの言うて、その分母が定かでないからどうのこうの言うて数値を明らかにしてない。これは不親切な答弁やということを言うているので、だから平成29年度の実態、実績、平成30年度の実績、平成31年度以降どうしていくんやと、雇用率も上がってきてますよ。

それと、平成31年度から行政機関においてでも罰則規定が設けられるようになりました。一人不足することによって、60万円の罰金を払わなければならないという条件になってきていますね。こういった法律の流れに基づいて、摂津市としてどう対応していくんやと、これが質問の趣旨なんで、しっかりと答弁をいただきたいというように思います。

それから、派遣法の改正についてでも、これもね、もう少ししっかりと答弁いただきたいかったんやけども、実際に派遣法、雇いどめという言葉が適切ではないんやけど、請負業とそれから派遣といろいろと法改正の中で制度改正されましたよね。特に厳しくなっとったのが請負業で、これが請負となった場合には、その正規のところからはその業務に対して口出しができないという一方での法律が定められて、派遣法の中で今度定められたのが3年という期間を区切られて、延長する場合にはその派遣先会社の過半数の社員がそれを許可した場合にはそれが通ると。

一方では、その派遣法で3年の期間が切れたときに、その方々をどうしていくんやというのが今大きな課題になっておりまして、私が提案しているのは、そういう非正規職員の方々が3年間も市役所で働い

ていただいているんやったら、人物の性格も仕事の流れもわかってるから、非常に採用もしやすいのではないかというようなことで、別に優遇してまでの登用しろとは言っていないんです。そういった試験制度の開拓というか、構築というんですか、そういうことに一歩踏み込んだらどうですかという質問をさせていただいております。

民間では既にこの派遣法が改正された折から、既に試験制度が導入されて、雇用の拡大に努められているというような事例もあるので、この点についてどう考えてるのか、改めて聞きたいと思います。

エコ通勤の実態、この3名ふえたというのは、いいのか悪いのかよくわからないけれども、私あの当時思い起こすと、不公平感が生じるの違うかというような質問させていただいたと思うんです。そういうことでの実態として、他市と比較して現状どうなっているのか、お聞かせいただきたいというように思います。

それと、非正規職員と正規職員の比率関係も言っていました。私はちょっと正規職員との不公平感が物すごい生じてるん違うかなと思うんですね、正規職員と非常勤職員。例えば、タイムカードが正規社員、ICタイムカードになりました。先日、夕方ちょっと地下からおりるときに見ましたら、正規社員はICタイムカード。それで、まだ派遣職員、紙のタイムカードです。だからこの辺でそういうふうな区別をなされているのは何でかな。同じ職場で働く仲間ですやん。そういうふうな制度改正があったときには同じように平等の精神でやるのが普通違うんですか。こういったことが結構市役所の中で見当たるのではないかなと私は思っております、人事課としてその戦略、本当にいいのかどうか。

今の実態を教えていただきたいと思います。タイムカードは一例にすぎませんが、そういう時間管理も含めながらね。

それと人権の関係で、たばこの件なんですけど、今いみじくも人権女性政策課長のほうから、憲法に基づいてご答弁いただきました。

我々、喫煙者の立場といたしましても、もともとこれが専売公社から日本の国策としてたばこが市販化されて、それを今まで容認をされてきて、たばこを吸う立場の方々やはりマナー違反をこれまでも指摘もされてきました。これに対しましては喫煙者も反省しなければならないし、さらに健康問題ということでは、受動喫煙に対してでも、これはやはり国の健康日本21に従ってやらなければならないと思うけれども、やはりたばこを吸う喫煙者の方々の権利もぜひ守っていただきたいということで、人権を守る立場として今後活動していただくよう要望しておきたいと思いません。

それと、総合行政委員会についてですけど、体制についていろいろシミュレーションやっていたのは、前回は質問しながら、マニュアルをつくって、マニュアルつくただけでなしに、きっちりとシミュレーションもして、間違いのないようにやっていただきたいという要望で今動いていただいていると理解しております。こういったことやから誰しも完璧を求めてやるんですよ、それをできるように体制づくりもしっかりとシミュレーションをしながらやっていくことを要望しておきます。

ただ、備品の件については、僕はちょっと合点がいかないのは、ことしは府議会議員選挙と府知事選挙があつて参議院議員

通常選挙があるのに、まだ分類機とか備品がそろってないやつを今後財政課と相談しながら検討していきたいという答弁。府議会議員も委託事業です。国も委託事業です。この予算の中でやらずしてどの予算でやるんですか。こういう府議会議員選挙や参議院議員通常選挙で、一般財源を使ってまで備品をそろえなさいというてるん違うんですよ。府知事選挙は、その中で予算を確保しながら、その必要な部分の備品はそこで買うんですよ。だからもう一回その部分で、何が足らずに、何を購入しようとしているのか。府議会議員選挙、府知事選挙、参議院議員通常選挙で、買えるやつは買うとったらいんですよ。前回も不用額をたくさん出してるとやから。もう一度答弁いただきたいと思います。

指定金融機関については、本当に鋭意努力していただいて、本当にここ数年来やっておりますけど、さらにまた努力していただいて、市民サービスが低下せんように取り組んでいただくことを要望しておきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから5点の2回目のご質問に答弁をさせていただきます。

1回目の答弁が不足していた部分もおわびしながらということになりますが、まず病欠・休職の関係の実態ということでございまして、病欠のほうは平成30年度、現在までの数字としましては13名、病欠の方がおられます。休職に至った方がこのうち8名ということでございます。

ハラスメントの実態の部分でございませけれども、アンケートにおいては意識調査の部分でございまして、実際にはそのハラスメントの事象が発生したときには、指

針をつくっておきまして、対策委員会のほうで聞き取りを行った状況を確認して、ハラスメントに該当するかどうかという判定を行うわけでございますけれども、そういった事案については、過去はございましたけれども、ここ3年、4年で限って申し上げますと、そういう事案はまだ発生していないということでございます。

それから、障害者雇用の部分でございませけれども、実際平成29年度の実態ということでございませますが、平成29年度につきましましては、修正後の数字で申し上げますと、12名の方が在籍をしておられました。これは実人数ということで12名ということでございませ。平成30年度につきましましては14名ということでございませ。

次年度の見込みということで、先ほど採用の関係のご紹介をさせていただいたんですけれども、採用の中では正規職員の中で1名の合格を出している状況でございませ。非常勤職員の方につきましましては3名合格ということで追加で出している状況でございませして、障害者雇用率で申し上げますと、その分子の部分になりますけれども、重度の方は掛ける2ということで試算をするわけになりますけれども、この部分でいませと、来年度20.5ということで、昨年と同様の職員数であった場合には2.9ほどになるかなと見込んでいるところでございませ。

それから、試験制度のお問いがございませました。先ほどの答弁でちょっと足りないところもありませして、おわび申し上げます。他の団体で申し上げますのが、任期付で一定期間、職員として勤務をされた方を対象に、その方だけを対象に試験を実施している団体というのが実はございませして、その手法について、府や国の見解を求めたとい

うこととございます。

現状の地方公務員法の公平性の観点の部分からいうと、少しそういう限定の仕方は難しいのではないかというような返答をいただいております。引き続きどのような手法があるのかというのは、人事課のほうでも検討していきたいと思っておりますけれども、現状につきましては、公募した中で応募をしていただくという方法になるかなと思っております。

それから3点目、タイムカードのお話がございました。確かにちょっと人事課として、その部分の配慮を欠いた部分ということも正直ございます。現状、非常勤職員、臨時職員の方にもICタイムカードはお渡しをしております。紙のタイムカードで行っていただいておりますのが、派遣職員の方ということになってございます。

これは、ほかに委託の会社等が庁内でお勤めいただいている方でございまして、そこでは会社のほうに提出する書類として紙のタイムカードをとるという現状があったことから、人事課のほうでその部分で本市で任用している方だけを対象にカードを配っている状況にあるんですけれども、今後その部分については、適切に見直すべくは見直すということで対応してまいりたいと考えております。

それから、エコ通勤の関係でございますけれども、他市とのお問い合わせもございました。制度を始めた当初からもそうなんですが、近隣でこのエコ通勤というのを実施している市というのはございません。当時、名古屋市でありますとか豊橋市、全国で幾つか、数市になるんですけれども、そのエコ通勤を実施している市につきましては、確認できる範囲でいいますと廃止をした団体が1団体あるんですが、そのほかは継

続をされている状況にはございます。

ただ、附帯決議の内容で、やはり一定期間の実施の後に検証を行うこと。それからあり方についてしっかりと検討せよということで附帯決議もいただいておりますので、次年度について、職員の意識調査みたいなことは予定はしておるんですけれども、そのあたりも先ほど申し上げた数値の変動の部分、これらも踏まえて見直しについても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 大橋次長。

○大橋市長公室次長 少しだけ補足でご答弁させていただきたいと思っております。

1点目のハラスメントの問題ですけれども、ハラスメントの部分については、受け手の意識の問題がございまして、相手方の意図の部分ではなく、あくまでも受け手の部分がございますので、そういった相談が庁内で、人事課なり人権女性政策課のほうにあった場合、迅速に対応している。その結果、委員会等まで持ち上がったケースがないということでご理解をいただきたいと思っております。

それとエコ通勤の問題ですけれども、私、人事課長で担当しておりましたときに、確かにいろいろご意見いただいた中で、条件つきで承認いただいたということになっているかと思っております。それで、先ほど人事課長のほうから答弁させていただいた数字については、このエコ通勤の本来の趣旨である部分の切りかえですね、自動車通勤している者が徒歩なり自転車に切りかえ、そしてエコの趣旨を達成すると。その部分の数字が今ちょっと把握できておりませんので、そのところをしっかりと数字を把握して、検証の上、今後どのように

対応していくかというところは決定していきたいと思います。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 先ほどの答弁におきまして、機器の導入、今後の選挙でと申し上げました。これにつきまして、私のほうから説明が足りておりませんでした。

今後の選挙において考えておりますのは、まずもって平成32年に予定されております市長選挙、平成33年に予定されております市議会議員選挙がございますが、この選挙ではなくて、委員がおっしゃるとおり、財源が一定確保できる選挙、平成33年に予定されております衆議院議員総選挙、平成34年参議院議員通常選挙がございますので、そういったところの選挙の経費の中で機器の導入を図ってまいりたいと考えております。

ただ、国・府におきましても、選挙の執行経費につきましては、一定精査されますことから、しっかり調整して執行を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 絞って質問していきますし、要望にも変えていきたく思いますけど、労働安全衛生にかかわる点で、病欠が13名、そのうち休職が8名。やはり気になるんですが、その病欠13名が、病欠で今休んでいる方が5名で、休職が8名おられるような実態で、休職というのは非常に重い態勢になってるのではないかなと。その方々に対するケアと、この方々の職場復帰を促す取り組み、もう一方ではこの13名に対して職場では欠員の状況になってる

んで、それに対する補充関係は即座にやっておかなければならないと思ってるんですが、その部分はどういうふうな穴埋めをされてるんか、お聞かせいただきたいなと思います。

ハラスメントについては、大橋次長がおっしゃるとおりでございます。そういったことですから、それこそハラスメント教育、我々も資料を読ませていただきました。パワハラについては結構該当するやつあるかなと自分自身も気を引き締めて、改めてやらなければならないなというふうな意識環境もできましたし、さらにこういったことを常々またやっていただくよう要望しておきたいと思っております。

障害者雇用で、平成31年度現在の分母がそのままやったら2.9%ということで、完全にクリアできています。

一つ聞きたいのは、非常勤職員の3名の新規採用の方々については、点数制がどうなるんか。今の障害者雇用については、2級以上は、今言われているように掛ける2の点数が入りますけど、これについてはフル勤務でポイント1点ですね、3級と4級で。非常勤職員になった場合に、これが1イコール1になっているのか教えていただきたいというふうに思います。

エコ通勤の実態につきましては、これはやはりこの本委員会で附帯決議までつけた案件でございますので、私はもう多分忘れておったんちゃうかなと思って、人事課も。今数字が出ないということは。それで今追跡質問をさせていただいているんですけど。

やはり職員が市内に多く在住していただく手法としてでもいいなという制度なんで、そういったことをもっと促進しながら一方ではやっていただきたいというこ

とで、また改めて質問させていただくので、きょうはもう要望だけにしておきます。

それと、派遣職員と正規職員の今のタイムカードで、公平性に欠けてるというこの一例なんです。たまたま夕方6時になったら正面玄関など閉まるため地下を通らなければならないので、そのときに見かけたら、正規職員は、ICタイムカードで、もう一方では紙のタイムカードを押している、こんな不公平感というのはあってはならないことやなというふうに思いますよ。こういったことは、これをきっかけにそういうことも全体を見直して、正規職員と非常勤職員の不公平感、できるだけなくしていくと。

今、国が同一賃金、同一労働、これを行いなさいというて必死になって国が訴えているような形ですけど、私は同一賃金、同一労働というのはあり得ないとは思っているんですが、ただ、非常勤職員のやはり処遇とか賃金改善とか労働環境の改善とかいうのは、これはやはり待ったなしでやっていかなければならないと。低所得者の所得をいかに上げていくか。これも行政としての大きな役割の一つだということに私思っていますので、この点については、タイムカード含めながら全体を見直していただくよう要望しておきます。

それと、総合行政委員会の選挙の関係で、橋本参事が今答弁しておいたのは、平成33年の衆議院議員総選挙ということで聞こえたんですけども、それまでに市長選挙もあるし、市議会議員一般選挙もありますよ。そのときに、前回失敗したのは市議会議員一般選挙で失敗したんですよ。それから即座に大型選挙がある折にはということ言うてて、ことしは府議会議員選挙も府知事選挙もありますやん。参議院議員通常選

挙もありますよ。このときに何で不足している器具を購入できないんですかという質問をしているんです。ここで失敗してどうするんですか。改めてご答弁いただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから3回目のご質問2点あったと思います。

1点目の病欠・病休の方のケア、職場復帰、欠員補助の関係でございます。

ケアの部分につきましては、休職に入られた後、人事課に在籍をしております看護師のほうを中心となりまして、職場のほうとも連携をとりながら、その病休者に対して適切な助言、アドバイス、状況の確認等を行っているということでございます。

職場復帰の関係でございますけれども、これは本市におきまして、ならし出勤というような制度、これを設けてございます。病気休職中に職場復帰が近くなった段階だということで、医師のほうで許可が出た場合において、その休職期間内で、段階的に職場へならせていくと。時間も少しずつふやしていくと。そういうようなことで円滑な職場復帰ができるように支援に努めている状況でございます。

それから欠員補充の部分でございますけれども、病休者、特に長期職場を離れるということになりますと、この部分については職場としては非常に負担が大きくなるということもございまして、迅速に、業務の切り分けができる場合には臨時職員の方の採用ということを行っております。そのほかにも年度途中で10月に職員を採用するケースもございまして、そういう場合には正規職員で補充をするということも人事課のほうではきっちりと考えながら、職場の補充についても気を配って

いるということで状況としては以上でございます。

それから、非常勤の方の障害者の率のお話でございました。これは勤務時間数に応じてそれぞれ2級以上の方、それから3級以下の方ということで分かれてございます。週のうちの30時間以上勤務がある方であれば、正規職員と同じく3級以下でも1、2級以上で2という形で換算がなされます。20時間以上29時間以下という形の方ですと、それぞれ重度の方が1、それから3級以下が0.5ということになってございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 豊田事務局長。

○豊田選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、私から備品関係についてのご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず、ひとつ全体にございますのが、特に国の選挙の執行に当たりまして、備品につきましても常に使ったら満額出るということではなく、計画的に国また府、また市、それぞれのバランスをもって執行なさいたいということがございまして、備品の購入については計画を立てさせていただいているところでございます。

それに従いまして、今年度、分類機につきまして財政当局にお願いして、1台の購入を決めさせていただいたところでございます。それをもとに、間違いのないように今後選挙につきましては執行しなければならないと考えているところでございます。またその間違いのないようにするという部分については、当然機械によって人手を助けていただくという部分あります。またその部分、機械に頼れない部分につきましては、先ほど最初の人員の関係でありま

したように、マニュアルでありますとか、またチェック体制であるとか、そういう部分で行っていきたいと考えております。

そういうことで、マニュアルにつきまして、一番最後に私、必ずするようにと言ったのが、最後は管理者である局長が全てチェックしてやりなさいということでのマニュアルをつくらさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 選挙事務に対しての答弁がちぐはぐで、体制はもうええわ言うとしたけど、体制も心配になってきた。

その分類機は買いました。当時言うておった分類機も、何台かそろえないけませんよという話の中で、今回1台だけです。府議会議員選挙、それから府知事選挙、ほんまにこれで大丈夫ですかというのが、逆に気になってきた。備品そろえなあかんのでしょう、まだ。そろえなあかん備品あるんでしょう。橋本参事、そう答えてるやん。市議会議員一般選挙があつて、今日まで何しとったんや、それで。何年たってる。それまでもそろえてない。で今後、財政課と相談しながらそろえていきたい。失敗したらどうするんですか。摂津市の恥ですよ。それも大事な選挙事務において、そういったことができないような体制で、本当に大丈夫なんかい。備品なんか、ほんま何が足らん。もう一回答えてください。

○渡辺慎吾委員長 豊田事務局長。

○豊田選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 三好委員の備品についてのご質問に再度お答えしたいと思います。

備品については当然私どもも一定必要だと考えております。ただ、先ほども言い

ましたように、全て一遍に買いそろえるということはなかなか難しい状況でございます。その中でまず必要な部分から計画を立てて購入させていただいているところでございます。

それとまた、失敗してはならないということは、私ども十分認識しているところでございまして、その辺につきましては機械に頼る部分、また人手に頼る部分がございますので、その辺でカバーしていくという形で、間違いのないように執行に努めていくと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 もう本当に理解に苦しむような答弁で、備品を購入して、必要やからこそ購入したい言うと思ったんでしょう。重要なやつをそろえていって、それがそろわなかったら人海戦略でやる。そんなばかげた答弁ありますか。

摂津市議会議員一般選挙のときに、あれだけ失敗もし、ここで反省の弁も述べ、これから必要な備品をそろえます。今後このような失敗を起こさないような体制にします。どれだけ、あなたしゃべってきたの。それを今回、選挙の開票事務に臨むに当たって、備品がそろってなくて、そのままやれるんですかということですよ。

ここでもうちょっと答弁は無理やけど、どういった備品が不足してて、今後何をそろえなあかんかというのは、後日改めて資料請求をしておきたいと思ひます。

失敗は許されませんから、予算がつかんのやったら副市長にも頼みに行きなさいよ。そういったことを申し添えて、質問終わっておきます。

○渡辺慎吾委員長 委員長として考えて

るんですけど、あの失態の中で、それなりにマニュアルをつかって、万全な体制で二度と失態はない、起こさないというようなことを、あの後、大概いろんなところで議員が質問して、マニュアルづくりをされたということを知っています。

その中で、備品が足りないというようなこと、一言も言うてはらへんわけです。私もいろいろ聞いていました。二度と失敗しないという形やったら、万全な備品をそろえておかなあかんということは、当然あるやろう思うて我々は納得したわけです。しかし現実問題としたら、まだそろえてない。でも、そんなことが実際にあるんやったら、この何年間か、何で予算要求して、その機材をしっかりとそろえておかんかったということを三好委員は言うてはると思うんです。我々も、どうもその辺、何か急に出てきたような話で、備品がそろえてないという話は、ちょっと私も疑問に感じるんで、その点は、資料請求がありましたので、きちっと資料として出してもらいたいと思ひます。その辺のことに關して、非常に私も不安を覚えますんで、その点はしっかりとお願いしておきたいと思ひます。

では統括的にということで、副市長。

○奥村副市長 それでは、選挙管理委員会事務局にかわりまして、私のほうから答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただいたんですが、平成30年度の補正予算（補正9号）で、とりあえず準備すべきものはご可決いただきました。ただ、4月入りますと、当然本番に入ります。先ほど答弁の中であったんですけども、やはり備品が、やはり人が、人海戦術と、それから備品の購入の中でスムーズな選挙ができると思ひます。

ただ、参議院議員通常選挙も含めて、それから大阪府議会議員選挙、それから大阪府知事選挙も、これは全額府の委託金、あるいは国の委託金でございます。一定、委託金の制約はございます。もちろん、趣旨としましては、三好委員がご指摘のように単費で買うよりもそういうときに購入するほうが財源的な負担も軽減されると。これは十分承知をしております。それで、その執行経費の中で買える備品の範囲、これも当然ありますので、とりあえず選挙に必要な備品、全てそうなんですけれども、早く整備したほうがスムーズな選挙もできる場合、それから人的な軽減ができる備品も当然ございます。それら精査をしながら、先ほどご指摘ありましたように、今後の計画表、これはしっかり立ててお示ししたいというように思っております。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後1時59分 休憩)

(午後2時 3分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第5号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方。

三好委員。

○三好義治委員 財産区財産で、毎回のことなんですけれども、予算の見方が1点と、それから先に鶴野財産区財産の貸付収入、駐車場3台分で50万4,000円が財産区として収入されているということになっております。これは非常にありがたいこ

とで、いつも気になっておったのが、この財産区財産の数値を見ますと、鶴野財産区だけが前年度まで510万円で、一番低いとき四百数十万円まで落ち込んで、今後この財産区、修繕費用も出てこないからどうしていくんやという将来的な心配をしておりました。それが毎年50万円ずつ入ってくるならば、10年たてば1,000万円になって、何とか補修費が捻出できるやろうというように思っております。

その中で太中と乙辻と小坪井、こういったところでは何か事業計画は組まれてないのか、お聞かせください。

それと、味舌上財産区で6,500万円、これ駐車場貸付収入だと思うんですが、それはそうとしながら、今年度1,543万2,500円と、収入が6,000万円入って、トータル一応2億円というのがこの味舌上財産区、何か事業計画になっていると思うんですけど、この事業、どういう内容になっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

以上、2点です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、2点のご質問、お答えいたします。

まず、財産区は五つございます。その中でおっしゃるように味舌上は大体年間6,000万円以上、鶴野財産区は年間50万円ほどの駐車場等の収入を上げておられます。残りの三つの財産区、収入ございません。ですので、修繕を繰り返すたびに、マイナスになっていきます。

我々としても、これはもうしょうがないと言ってしまえばそれまでですので、何とか鶴野であったり味舌上をならいまして、お貸しできる場所はお貸ししていただいて、何とか収入を得て当座の修繕費に回

していただけるような策をちょっと一緒に考えていくところなんですけれども、なかなかお貸しするのに適した土地が見当たらない状態で苦慮しているところがございます。ただ、諦めることなく何とか収入を得て、修繕に回せるような形で持っていきたいと考えております。

続いて、味舌上財産区でございますけれども、確かに味舌上財産区、年間6,000万円以上の収入がありますので、今回、市場公民館が建て直されまして、この3月に完成なんですけれども、いよいよ次は太中公民館かなという形で、地元でいろいろ協議をされていると聞いております。具体的に例えばいつどうするということころまでは至っておりませんが、動きとしては把握している状態でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 財産区財産で残り3財産区のところ、例えば乙辻なんかは、建物建てかえて、建物の前の部分が結構広いんですね。ああいったところは貸し駐車場もないから、そういったところをちょっと提案していったりあげたりをしながら、何とか収入源の確保を、こっちから提案していくようなことも考えられたらどうかなというように思うので、ちょうど鶴野がいい実績生まれてきてるんで、年間50万円でも入ってくれば、何年かで修繕もできますし、そこそこ皆さん、消防車両も抱えたりして、維持費もかかってくるように思ってるんで、そういったことも提案されて、今後の財政運営、堅実的な財政運営に努めていただくよう要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第19号の審査を行います。補足説明を求めます。

井口総務部長。

○井口総務部長 では、議案第19号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第19号、摂津市災害対策基金条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件は、大阪北部地震や台風21号などの災害対応を通じまして、自然災害に対する予防及び応急対策並びに市外で発生した災害に対する支援活動を、的確かつ迅速に実施することが喫緊の課題となり、その対策として基金の設置を提案させていただくものでございます。

それでは各条文につきまして、ご説明をいたします。

第1条は、震災や風水害などの自然災害に対する予防及び応急対策並びに市外で発生した災害に対する支援活動などを的確かつ迅速に実施するため設置することを定めております。

具体的には、被災者用の非常食、飲料水、ブルーシート及び土のう袋、また避難所用の毛布、発電機用ガスボンベ、ランタンなどの備蓄品の補填財源とするほか、被災地支援の活動費や応援自治体職員の賄い費として活用することを想定いたしております。

第2条は、基金に積み立てる額について、毎年度一般会計歳入歳出予算で定める額とすることを定めるもので、その原資といたしまして、決算剰余金や寄附金等を充て、総額5,000万円程度まで積み立てることを想定いたしております。

第3条は、基金の現金を金融機関の預金

等、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定めております。

第4条は、基金の運用収益について、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入することを定めるもので、預金利子の編入を想定いたしております。

第5条は、市長が財政上の必要を認めるとき、その確実な繰り戻しの方法、期間、及び利率を定め、基金の現金を歳計現金に繰り替えて運用できることを定めております。

第6条は、基金の処分について、第1条に規定いたします事業に限ることを定めるもので、災害予防及び災害応急対策並びに被災地支援活動に関する事業などを想定いたしております。

第7条は、本条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項について、市長が定める委任規定について定めております。

最後に附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第19号、摂津市災害対策基金条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは2点、質問をさせていただきます。

まず1点目、この第1条の「市外において自然災害が発生した際の被災地への支援活動」というところで、具体的にどのようなものを想定しているのか、お聞かせください。

そして2点目については、実際にこの基金を支払いする場合において、どのような基準をもって行うのか。例えば震災、風水害というところで、台風というのはやはり

毎年来ているというところ、それに関して当然大小と台風のレベルによりますけども、やはり一定の基準というものがあるのか、必要かと思えますけど、それについてはどのようなお考えなのかお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 では、松本委員の2点のご質問にお答えします。

まず一つ目です。第1条、市外で発生した場合、具体的にどういうケースかということなんですけども、例えば摂津市、今、防災協定を結んでいる自治体が全国に19ございます。遠いところでは青森県むつ市であったり、また三重県志摩市であったり、三重県尾鷲市であったり、そのあたりと防災協定を結んでおります。その防災協定を結んでおる市で、何らかの大規模災害が発生した。何とかしてくれと声がかかった。例えばブルーシートが足りないのので何とかというお声がかかった。我々、当然、備蓄もございますけれども、それを出してしまえば、我々の備蓄がなくなりますので、いろいろ勘案した結果、これはすぐに買って持っていかなければならないと判断した場合、例えばそういうときは基金を活用させていただいて、すぐに現物を手に入れて持っていくこともあります。去年の震災でしたら、そういう形で和泉市から、我々、ブルーシートを頂戴しましたので、ここは持ちつ持たれつになってくるかと思いません。具体的にはこういうケースが想定されます。

続いて2点目でございます。具体的にこの基金、どういう基準で支出されるんですかというお問い合わせなんですけれども、我々、備蓄品、府の定めた備蓄品がございます。

その中でカバーできるものであれば、当然備蓄から出しますし、想定外の備蓄、府がおっしゃっている備蓄品で想定してないものが急遽要る場合、こういう場合は当然基金で早急に手に入れて、市民のために使ってもらいますし、また仮に備蓄品が足りない場合、例えば避難所の長期間の運営になりまして、発電機用のプロパンボンベが足りない。すぐ買わなければならない。こういう場合も当然基金で運用してもらいます。

ですので、明確な基準はというお問い合わせなんですけれども、我々としては、市民のために、または協定されている自治体等のために、早急に手に入れなければならない、緊急切迫で一刻の猶予を争うという場合が一つの基準になってこようかと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 おおむね内容については理解をいたしました。

特に市外における支援活動ということで、本市も昨年については堺市、そして和泉市に、先ほどの言われているとおり、支援を受けたというところで、非常に心強かったというところで、やはりそういったところを踏まえて、我々としても何ができるかというのをしっかりと考えて、そして実行に移していただければと思います。

そしてまた先ほどの支払いについては、緊急切迫の事態というところで、状況に応じて支出するというところにおいては理解をいたしました。ぜひ、支出についてはしっかりとこの基金の内容に沿って、しっかりと支出するように、しっかりと運用していただければと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
三好委員。

○三好義治委員 条例ですから、この条例の部分だけで質問させていただきますけれども、設置の第1条で、「震災、風水害その他の自然災害に対する」ということで、この条例については自然災害のみという解釈をしておりますけど、今世の中、何が起こるかわからなくて、例えば糸魚川の大火災、あれは自然災害ではなしに人災であって、そのまち全体が焼けたような実態もあります。さらには今、世の中どう変わっていくかわかりませんが、我々、新幹線鳥飼車両基地を抱えておりまして、テロ対策が新幹線鳥飼車両基地並びに今度東京オリンピックとかいろんなことでの対応はしていきますけど、そういった人災にかかわる災害に対しても、危機管理はしておかなければならないと思っております。

この条文の中で、震災、風水害その他の災害に対するということで、自然を省けば、それは文言としていけるし、第1条2行目のところの「自然災害」ということで、市外においても「災害が発生した際の」という文言にかえるならば、それは全て適用されるのではないかという考えを持っております。

今後、起こり得る、想定される、人的災害ということにも我々備えておかなければならないというように思いますので、この辺についての見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○渡辺慎吾委員長 川西課長。

○川西防災管財課長 三好委員のご質問にお答えいたします。

確かにこれ、自然災害を想定しているものです。具体的に、自然災害ですので洪水であったり、地震であったりというところ

でございます。ただ、基金の運用、災害の対象をどのように取り扱うかにつきましては、被害を受けた市民への迅速な支援を実施するという基金の設置目的、これを総合的に勘案した上で決定してまいることでございますが、「自然災害」と活字になっております。どこまでの範囲か。風水害、地震以外に、例えば新型インフルエンザなんか、自然災害かどうか厳しいところやと思います。ちょっとこの件、委員がおっしゃるところも踏まえまして、我々、人的災害・自然災害問わず、市民が助けを求めているときというのを、我々何らか市は動かなあかん立場でございますので、検討・研究は進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 非常に前向きな答弁いただきましたけど、我々やはり危機管理をやっておかなあかんし、今回の条例は、まずは基金を創設したということを重きに置いておきたいと思えます。

運用につきましては、困っている人が、糸魚川の大火災みたいところで我々応援部隊、応援来てくれとか、この近隣であった場合に、それは自然災害ちゃいまんがないうて、行きまへんわというわけにいかないので、それは運用面の中で対応していただきたいと。気持ちは十分伝わっていると思うので。ただ、この条文の見直す機会があったときには、そういったことも配慮しながら今後対応していただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午後 2 時 19 分 休憩)

(午後 2 時 20 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第 23 号の審査を行います。

補足説明を求めます。

井口総務部長。

○井口総務部長 それでは、議案第 23 号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案参考資料、条例関係 8 ページから 32 ページの新旧対照表もあわせてご参照願います。

まず初めに第 1 条といたしまして、第 9 条は軽自動車税を軽自動車税の種別割に変更するものでございます。

第 11 条は、環境性能割の条項を追加するものでございます。

第 23 条は、法人市民税の法人税割の税率を、100 分の 12.1 から 100 分の 8.4 に引き下げるものでございます。

第 88 条から第 98 条までは、環境性能割の導入に伴う改正でございます。

第 88 条は、種別割及び環境性能割の納税義務者等について定めるもので、環境性能割にあつては三輪以上の軽自動車の取得者に対して、種別割にあつては原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有車に対して課税するものでございます。

第 89 条は、軽自動車税のみなし課税を定めるものでございます。

第 89 条の 3 は、環境性能割の課税標準について定めるものでございます。

第 89 条の 4 は、環境性能割の税率について定めるもので、平成 32 年度燃費基準

達成の軽自動車は100分の1、平成27年度燃費基準プラス10%達成の軽自動車は100分の2、これら以外の軽自動車は100分の3とするものでございます。

第89条の5から第89条の8までは、環境性能割の徴収の方法、申告納付、不申告等に関する過料、減免について定めるものでございます。

第90条から第98条までは、軽自動車税の改正に伴う字句等の整備を行うものでございます。

第101条は、たばこ税の課税標準について定めるもので、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算数値を0.8から0.6に、また0.2から0.4にそれぞれ変更するものでございます。

附則第12条第2項及び第12条の2は、地方税法附則第15条第43項、認定経営力向上計画にかかる固定資産税の特例措置が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、条文の繰り上げ等の整備を行うものでございます。

附則第35条の3から附則第35条の5までは、環境性能割の賦課徴収について、当分の間、大阪府が行うものとするほか、減免及び申告納付の特例を定めるものでございます。

附則第35条の6は、大阪府が環境性能割の賦課徴収に要した事務費について、本市が補償するものでございます。

附則第36条は、環境性能割の税率の特例について、当分の間、平成32年度燃費基準達成の軽自動車のうち、自家用は100分の1、営業用は100分の0.5、平成27年度燃費基準プラス10%達成の軽自動車のうち、自家用は100分の2、営業用は100分の1、これら以外の軽自動車は自家用・営業用ともに100分の2

とし、あわせて条文の整備を行うものでございます。

附則第36条の2は、条文の見出しの軽自動車税を、軽自動車税の種別割に変更するほか、引用条項の整備を行うものでございます。

附則第37条は、削除するものでございます。

次に、第2条、第3条及び第4条といたしまして、今回の改正に伴い、条文の字句の整備を行うものでございます。

最後に附則といたしまして、第1項は本条例の施行日を平成31年10月1日と定めるもので、第1条中、摂津市税条例附則第12条第2項及び第12条の2の施行日は、平成31年4月1日とするものでございます。

第2項から第5項までは、法人の市民税、軽自動車税及び市たばこ税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第23号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○渡辺慎吾委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、確認の意味で1件だけ質問させていただきます。

まず、この経緯については地方税法の改正に伴いというところですけども、いろいろ細かく定められているというところで、市民への具体的な影響というところと、本市業務に対する影響というの、その概要について説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 船寺課長。

○船寺市民税課長 今回の市税条例の一

部改正につきましては、先ほど補足説明でも申し上げましたように、4点ございます。

1点目は、法人住民税法人税割の税率の改正でございます。標準税率が12.1%から8.4%になることで、法人にとりましては税率が下がるということになります。ただし、この法人市民税の税率の引き下げに合わせて、国におかれましては地方法人税を創設され、徴収した税金全額を地方交付税の原資化されて、地方に配分されるということになってございます。

2点目が、軽自動車税環境性能割の導入でございます。消費税が10%に引き上げられることに伴い、今までありました自動車取得税を廃止して、自動車税及び軽自動車税において、自動車の環境性能割という制度を平成31年10月1日から導入されることとなります。

それに伴いまして、従来の軽自動車税については軽自動車税の種別割ということになりまして、これは毎年いただいている軽自動車税になります。そして、新しく自動車を購入された方につきまして、この種別割、車の性能によって種別割がかかる形になってきまして、この分については一度大阪府のほうに納められまして、摂津市のほうに軽自動車分が交付される形になります。

それと、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算表の変更でございますが、これは、加熱式たばこをできるだけ紙巻きたばこの税率に近づけていくという改正になります。

平成31年10月1日からの今回の改正分は、旧換算本数掛ける0.6足す新換算本数0.4に改正するものでございます。

この改正によりますたばこ税の影響額

については、数値の変化が穏やかなことから限定的であると思いますが、近年、加熱式たばこを吸われる方がふえてきておりますことから、少し税金がふえるものではないかと考えております。

それと固定資産税の関係でございます。平成28年7月以降に取得した機械及び装置、または平成29年4月以降に取得した建設附属施設、工具等の備品で、固定資産のうちの償却資産について、取得から3年間、年間の課税標準額を2分の1に軽減する措置が行われておりましたが、このことが平成31年3月30日をもって終了することから、その部分の条文を削除いたしました関係上、以下の条文が繰り上がっていくという内容でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 先ほどのご答弁によると、法人税、そして軽自動車税、たばこ税、固定資産税とそういったものが影響してするところについては理解をいたしました。この件については了解をいたしました。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。野口委員。

○野口博委員 一応1点だけ、今回の改正に伴って地方自治体という立場からきちんと物を言っていたきたいという趣旨の質問であります。

今、ご説明あったように、改正は4点を中心になります。その中でも中心は、昨日も議論しましたが、この法人市民税の税率が3.7%引き下げられることによって、平年ベースで6億円ほどの税額に影響が出てくるということになります。それがまた本来、国がちゃんと施すべき地方交付税の原資として使おうという目的でこの

お金は流用されるということでもあります。当然、交付団体・不交付団体の関係で、回り回って戻ってくることがあるかも知りませんが、原則やっぱり地方交付税については自治体固有の財源でありますので、そういうまやかしのことではなくて、ちゃんとこの交付税の税率を上げるとか含めて、本論のところできちっと対処すべきだと私は思いますけども、そういう点では全国知事会も頑張っておりますので、一緒になって地方の現場からそういう声を上げることが大事だと思いますけども、総務部長からご答弁いただきたいと思ます。

○渡辺慎吾委員長 井口総務部長。

○井口総務部長 ご質問にお答えいたします。

法人市民税の減収というのは本当に切実な問題でございますが、平成26年度の改正の際にも、一定予定しておりました金額よりも、好景気も反映いたしまして実際は影響額がさほど、見込んでいたよりも及ばなかったということもございましたが、今後これが今回の平成31年度改正でどうなるかということは、まだ今のところ見通しは立っておりません。けれども、我々としてはできるだけ企業を応援する形をこれからもとってまいりますし、景気がよくなるようなことを願うばかりなんですけれども、ふたを開けてみまして、本当に交付税をいただける団体であれば幾ばくかは返ってくると思うんですが、不交付団体になったときにはこういったことも補填されませんので、不公平感がないようにきっちりと物を申ししていきたい。そのためにはしっかりと、どれだけの減収があったのか、状況をしっかりと分析して対応してまいります。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時33分 休憩)

(午後2時36分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第24号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 1点だけ確認をちょっとさせていただきたいと思ます。

今回のその条例改定につきましては、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるというところで、その1点というところを認識しております。そこでこの摂津市火災予防条例がこのように避雷針の関係でというところで、非常に日常生活にかかわっているのかなと思ます。改めて、もしよろしければ、この火災予防条例の、我々の日常生活において影響する物事について確認の上でお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 それでは、火災予防条例の意義等についてお答えいたします。

火災予防条例は次の1から4で構成されております。まず1、火災を使用する設備の位置構造及び管理の基準等。2、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等。3、指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取り扱いの基準等。4、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限についての構成であります。これは火災予防上必要な事項を定めることで火災を予防し、

火災から保護するとともに被害を軽減し、市民等の安心・安全に資することを意義としております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。火災予防ということで一つだけ確認なんですけども、今、自主防災訓練でいろいろと住宅用火災警報器を、今、消防のほうでお示しをされていると思いますけども、それについてはこの条例に関係するということ認識でよろしいでしょうか。

○渡辺慎吾委員長 納家課長。

○納家予防課長 今、松本委員のほうからおっしゃられた分、住宅用火災警報器については、火災予防条例にはうたわれております。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時 3 9 分 休憩)

(午後 2 時 4 0 分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第 2 1 号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 1 点だけを確認をさせていただきます。

本市条例では市議会議員選挙において選挙ビラが 4, 0 0 0 枚配布できるというところなんですけど、これについては具体的に証紙発行等で行っていくのか、その業務について確認をさせていただきます。

質問については以上です。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 それでは証紙の張りつけについてご説明いたします。

立候補の届出後に選挙管理委員会が交付する証紙を張りつけていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 証紙を張りつけるということでしたら了解をいたしました。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 条文の中身についてはいいんですけど、この条例は公布の日から施行するという事の中で、その次に適用区分のことが載っているんですけど、適用区分の第 2 行目くらいからのこの解釈はどういうふうに解釈したらいいのか、説明していただきたいと思います。

施行日以降に「その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前のおりの例による。」、これの違いと、今回のこの条例がどういうふうに適用されるのか、この 2 点について。

○渡辺慎吾委員長 橋本局参事。

○橋本選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局参事 まず、この条例の適用で想定されますのは、次回の市議会議員一般選挙、任期満了に伴う市長選挙と市議会議員一般選挙に今回のビラの公費負担が適用されますが、何らかの事由で補欠選挙等が行われた場合にも、適用されるものでございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時43分 休憩)

(午後2時44分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

議案第22号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 1点だけ確認をさせていただきます。

本条例の策定をすることの意義についてお聞かせください。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 この議案第22号の特殊勤務手当の条例でございますけれども、これは国の制度に従って、準じる形で本市の給与制度というのも構築をしておりますけれども、この特殊勤務手当の中で、日額であったり回数、これによらずに実績払いのような形になっている部分について、国府から指導を受けておりました。今回、組合との協議も調いましたので、実績払いになっている部分につきまして廃止をするということで今回議案を提出させていただいている次第でございます。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 わかりました。以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

三好委員。

○三好義治委員 「支給額」を「支給限度額」として改めていることですが、ややもすると、この税務担当職員、これをもら

ってるがゆえにサービス残業が蔓延しているような実態になっているのではないかなと見受けられるんですけど、そういった部分についてどの辺まで把握してるのかお答えいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたらご答弁申し上げます。

サービス残業の部分については人事課のほうではその部分について確認ができていないわけではございません。この手当があることで、もしそういう意識でもって残業しているということであれば、それはこちらからやはり指導しないといけないということも出てくるかと思っておりますので、そのあたりはきっちりと確認は行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 三好委員。

○三好義治委員 1か月の就業時間、22日勤務したとして、4,400円という額になって、ややもするとそういう額が、いただいているから遠慮しながら、勉強会と名乗っているいろいろと残っていることにならないように、一方では代表質問でも質問しておいた、教職員手当というのがついてることから、残業もつけずに長時間労働、サービス残業やっているとか、いろいろ見受けられるので、できるだけこういった手当は手当として、実態を把握しながら、きっちり、残業したら残業代をつけるということに徹底するようにお願いして質問終わります。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後2時47分 休憩)

(午後2時48分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決をします。

議案第1号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第5号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第19号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第23号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 賛成多数。よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第24号について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。よって本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後2時53分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成31年度、委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等について協議をいたします。

この件につきましては、先進事例等の情報収集を行うとともに日程を調整させていただいた内容をもって、委員長案としてまとめましたので、ご提案させていただきます。

日程は5月23日、木曜日から5月24日、金曜日。

視察市は、熊本県宇土市及び佐賀県佐賀市。

宇土市は、人口約3万7,000人。こちらでは熊本地震について視察を行いま

す。

宇土市では、平成28年4月に発生した熊本地震により最大震度6強の地震に見舞われましたが、市庁舎も被災したことにより、災害対応に遅れが生じるとともに、市の業務機能も一時的に停止する事態となりました。

そのような中、市民体育館に本部機能を移転し、駐車場にテントを張り、災害対策本部として災害対応を行うなどして、復旧・復興に向けて取り組んでこられた事例について視察を行います。

また、佐賀市は人口23万3,000人。こちらでは自転車利用環境整備について視察を行います。

佐賀市では、自転車利用空間ネットワーク路線を対象に、歩行者と自転車が通行できる歩道の整備を進めてきましたが、全国的に歩行者対自転車の事故が増加していることを受け、既存の計画の見直しを行い、二つの計画を一つにまとめ、佐賀市自転車利用環境整備計画として策定し、自転車利用環境整備に取り組んでおられます。

以上のような視察案を提案させていただきましたが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 それでは、ただいまの協議のとおり、決定しました。

暫時休憩いたします。

（午後2時56分 休憩）

（午後2時59分 再開）

○渡辺慎吾委員長 再開いたします

それでは、宇土市において「熊本地震について」、佐賀市において「自転車利用環境整備について」の視察を行いたいと思います。

本委員会の視察につきましては、以上の

とおり実施することといたしますので、よろしく申し上げます。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において、閉会中に調査することが諮られます。本委員会の所管事項については、「行財政運営について」「防災行政について」「人権行政について」「消防行政について」「都市計画行政について」「土木行政について」を、平成32年3月31日まで閉会中に審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

以上で、本委員会を閉会します。

（午後3時 閉会）

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 渡辺 慎吾

総務建設常任委員 野口 博